

官報
號外

平成七年十月二十五日

質疑が行わされました。詳細は会議録によつて御承知願ひます。

委員
ります

委員会におきましては、国際競争下にある我が
ります。

質疑を終え、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○謹長(斎藤十朗君) これより両件を一括して採

決いたします。

〔賛成者起立〕

○議長(高橋十郎君) 総圖起立と認めます。
よって、両件は全会一致をもって承認するに付

に決しました。

○議長(京原十朗君) 日程第三 通信・放送機構

法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

川一夫君。 まず、委員長の報告を求めます。通信委員長及

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔及川一夫君登壇、拍手〕

○及川一夫君　ただいま議題となりました通信・放送機構法の一部を改正する法律案につきまし

て、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、電気通信分野における研究開発のための施設を一層充実することにより、通信・放送を行つて、社会の発展に貢献するためのものである。

送技術の向上を図る」といふ目的を田村といひたしております。

このため、通信・放送機構の業務に高度通信・放送研究開発を行うための基盤的な施設を整備

し、これを研究開発を行う者の共用に供するとの業務を追加する等の改正を行おうとするものであ

求めるの件外一件 に関する法律の一部を改正する法律案

一部を改正する法律案

平成七年十月十五日 参議院会議録第七号

千九百九十五年の国際郵便協定の締結について承認を求めるの件外一件
業における労働力の確保のための雇用管理制度の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案

一部を改正する法律案 中小企

○足立良平君 ただいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

国際化や規制緩和の進展等を背景に産業構造の転換が進む中、雇用失業情勢は依然厳しい状況が続き、新たな雇用機会の創出を図ることが緊急の課題となっております。

本法律案は、ベンチャーエンタープライズ等新分野展開を目指す中小企業等が行う人材の育成・確保や魅力ある職場づくりを支援することにより、新たな雇用機会の創出を図ることとするもので、その主な内容は、施策の対象に個別中小企業を追加すること、高度の技能・知識を有する人材の確保にかかる助成措置の創設など支援措置を充実すること、いまだ労働者を雇用していない事業主等を支援措置の対象とし創業及び事業拡大を支援することなどあります。

委員会におきましては、中小企業の経営環境と人材確保対策の重要性、法改正の理由、雇用機会創出への効果、新たな助成制度の内容とその周知徹底、新制度実施に伴うリストラ助長の懸念、中小企業に対する能力開発等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第五 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。中小企業対策特別委員長「木秀夫君」。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔二木秀夫君登壇、拍手〕

○二木秀夫君 ただいま議題となりました中小企

業信用保険法の一部を改正する法律案につきまし

て、中小企業対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、厳しい経済環境のもとで、中小企

業の資金調達を容易にするとともに、新事業開拓

を促進するために、中小企業信用保険について無

担保保険や新事業開拓保険の限度額の引き上げ等

を行おうとするものでございます。

委員会におきましては、ベンチャーエンタープライズの育成・支援、中小企業信用保険の運用の問題等の諸

問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終り、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしま

す。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしま

す。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第六 新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長皆

掛合男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔三木秀夫君登壇、拍手〕

○三木秀夫君 ただいま議題となりました中小企

業信用保険法の一部を改正する法律案につきまし

て、中小企業対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、厳しい経済環境のもとで、中小企

業の資金調達を容易にするとともに、新事業開拓

を促進するために、中小企業信用保険について無

担保保険や新事業開拓保険の限度額の引き上げ等

を行おうとするものでございます。

委員会におきましては、国内において新たな事

業活動の展開を積極的に促進することが必要であ

ることにかんがみ、特定施設整備法、新規事業

法、輸入・対内投資法について所要の改正を行つ

とともに、法律の廃止期限をそれぞれ十年延長し

ようとするものであります。

次に、織維産業構造改善臨時措置法の一部を改

正する法律案は、我が国織維産業の情報化を促進することにより織維産業の一層の効率化を図るため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括議題とし、民活の成果と今後の運用のあり方、新規事業法の認定要件の弾力的適用、織維セーフガード措

置に係る調査状況等の諸問題について質疑が行わ

れましたが、その詳細は会議録によつて御承知願

います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本

共産党を代表して山下委員より、新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決に入り、まず、新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案につ

いて採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、三項目の附帯決議を行いました。

次に、織維産業構造改善臨時措置法の一部を改

正する法律案について採決の結果、本法律案は全

会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしま

す。

まず、新たな事業活動の促進のための関係法律

案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもつて可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十六分散会

出席者は左のとおり。

議員 荒木 清實君
議長 山崎 力君
副議長 松尾 宣平君

田 高野 博師君
英夫君
魚住裕一郎君

官 報 (号 外)

平成七年十月十五日

参議院会議録第七号 議長の報告事項

長谷川道郎君 和田 平田 田浦 大森 戸田 今泉 益田 武田 釤宮
 健二君 洋子君 直君 昭君 邦司君 賢君 統
 鈴木 野沢 風間 陣内 宮崎 直嶋 横尾 横崎 埋崎 林 福本 岩井 常田 與村 保坂 展三君 三藏君
 孝雄君 秀樹君 正行君 和仲君 泰昌君 恽久君 國臣君 潤一君 久美子君 正孝君 享詳君
 貞敏君 太三君 越君 茂君

大久保直彦君	鶴岡洋君	鈴木省吾君
坂野長峯	林中島	狩野薄手
芳正君基君	真人君重信君	哲朗君安君
眞人君顯正君	重信君勝年君	安君一字君
鈴木野間	金田坪井	鈴木一郎君
榮治君赳君	久世勝年君	榮治君赳君
赳君赳君	山崎久世	赳君赳君
利定君正昭君	山崎久世	利定君正昭君
公堯君弘君	石川石渡	公堯君弘君
弘君漕元君	漕元君	弘君漕元君
吉川芳男君	吉川芳男君	吉川芳男君
下稻葉耕吉君	上杉光弘君	下稻葉耕吉君
上杉光弘君	山本岩崎	上杉光弘君
山本岩崎	井上村上	山本岩崎
武見榎原	井上村上	武見榎原
敬義君	正邦君	敬義君
敬義君	吉夫君	敬義君
邦茂君	吉夫君	邦茂君
秀二君	純三君	秀二君
基隆君	一大太君	基隆君
公成君	一大太君	公成君
則之君	一大太君	則之君

吉田	永野	大野	茂門君	之久君
加藤	紀文君	中原	明君	
吉村剛太郎君		景山俊太郎君	浩君	
橋本		笠原	爽君	
		潤一君		
西田	太田	豐秋君		
鹿熊	河本	三郎君		
安正君	河本	吉宏君		
和彥君	木宮	英典君		
中曾根弘文君	斎藤	文夫君		
祥麟君	鴻池	和彦君		
賢二君	真鍋	裕君		
裕君	岡野	倉田		
		寛之君		
		哲男君		
		林田悠紀夫君		
		三郎君		
		要君		
		遠藤		
		佐々木		
		前田		
		勲男君		
		依田		
		智治君		
		谷川		
		鉢木		
		政二君		
		秀善君		
		朝日		
		俊弘君		
		龜谷		
		博昭君		
		孝雄君		
		泰三君		
		茂君		
真島	佐藤	萱野		
一男君				

大島	尾辻	大脑	大島慶久君
鎌田	秀久君	雅子君	秀久君
須藤良太郎君	人君	人君	人君
大渕	絹子君	青木	小野
井上	石井	石井	青木
松浦	山本	山本	小野
大木	高木	高木	尾辻
井上	井上	井上	鎌田
大木	大木	大木	秀久君
松浦	高木	高木	須藤良太郎君
正和君	道子君	幹雄君	人君
孝君	正和君	正和君	人君
浩君	浩君	浩君	人君
功君	久光君	久光君	人君
公平君	瀬君	瀬君	人君
忠夫君	忠夫君	忠夫君	人君
宗康君	君子君	君子君	人君
君子君	俊昭君	俊昭君	人君
千葉	武田邦太郎君	武田邦太郎君	人君
菅原	秀世君	秀世君	人君
谷本	景子君	景子君	人君
川橋	哲夫君	哲夫君	人君
西川	峰崎	峰崎	人君
前川	角田	角田	人君
島袋	緒方	緒方	人君
田村	武田邦太郎君	武田邦太郎君	人君
西川	吉岡	吉岡	人君
前川	矢田部	矢田部	人君
島袋	志吉	志吉	人君
田村	瀬谷	瀬谷	人君
西川	大島	大島	人君

野村	五男君	片山虎之助君
旦下部	代子君	清水嘉与子君
成瀬	守重君	成瀬
淵上	雄羅君	淵上
浦田	勝君	浦田
松前	連郎君	松前
大河原太一郎君	裕君	大河原太一郎君
田沢	智治君	田沢
森山	眞弓君	森山
上山	和人君	上山
江本	芳生君	江本
笛野	孟紀君	笛野
国井	正幸君	国井
山下	亮君	山下
今井	澄君	今井
阿部	幸代君	阿部
竹村	泰子君	竹村
清水	澄子君	清水
須藤	道夫君	須藤
美也子君	子君	美也子君
及川	一夫君	及川
西山登紀子君	春子君	西山登紀子君
吉川	満治君	吉川
藁科	牧君	藁科
橋本	敦君	橋本
鈴木	和美君	鈴木
赤祠	貞君	赤祠
久保	弘君	久保
聽濱		聽濱

國務大臣	通商產業大臣	橋本龍太郎君
外務大臣	河野洋平君	
郵政大臣	井上一成君	
労働大臣	青木薪次君	
議長の報告事項		
去る二十一日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。		
外務委員		
辭任	大脇 雅子君	川橋 幸子君
	三重野栄子君	照屋 寛徳君
大蔵委員		
辭任	川橋 幸子君	大脇 雅子君
	三重野栄子君	三重野栄子君
文教委員		
辭任	照屋 寛徳君	大脇 雅子君
	三重野栄子君	三重野栄子君
農林水産委員		
辭任	前田 熱男君	松村 龍一君
	佐々木 満君	林 芳正君
商工委員		
通信委員		
労働委員		
辯任	狩野 安君	北岡 秀二君
	安君	狩野 安君
辯任	北岡 秀二君	北岡 秀二君
	秀二君	秀二君
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決 に閲する法律案		
國際機関等に派遣される防衛庁の職員の待遇等		
同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。		

国際協力に貢献する見地から有意義であると思われるので、妥当な措置と認める。

一、費用

平成七年度一般会計歳出予算(外務省所管)に、国際小麦理事会(この協定により国際穀物理事会と改称される。)分担金として一千二百七十四万円、食糧援助規約の援助義務を履行するため必要な経費として百三十億一千万円がそれぞれ計上されている。

千九百九十五年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

千九百九十五年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件

内閣総理大臣 村山 富市

千九百九十五年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件
千九百九十五年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件
千九百九十五年の国際穀物協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百九十五年の国際穀物協定

前文

この協定の署名国は、
千九百四十九年の国際小麦協定が順次修正され、更新され、内容が新たにされ又は有効期間が延長されて千九百八十六年の国際小麦協定の作成に至ったことを考慮し、
千九百八十六年の小麦貿易規約及び千九百八十六年の食糧援助規約で構成され並びに有効期間が延長された千九百八十六年の国際小麦協定が千九百九十五年六月三十日に效力を失うこと並びに新たな期間についての協定を締結することが望ましいことを考慮して、
千九百八十六年の国際小麦協定の内容を新たにし、千九百九十五年の国際穀物協定と名称を改め

並びにこの協定は(2)千九百九十五年の穀物貿易規約及び(3)千九百九十五年の食糧援助規約の二の別個の法的文書で構成されるものとすること並びに

関係政府がその憲法上又は組織の手続に従いこれら二の規約の双方又はいずれか一方の署名及び批准、受諾又は承認のための手続をとることを合意した。

千九百九十五年の穀物貿易規約

第一部 総則

第一条 目的

この規約の目的は、次のとおりとする。

(a) 穀物の状況に影響を及ぼす穀物の貿易の側面について国際協力を促進すること。

(b) すべての加盟国、特に開発途上加盟国との利益のため、穀物の国際貿易の拡大を促進し及びその貿易のできる限り自由な流れ(貿易障害並びに不公平な慣行及び差別的な慣行の廃止を含む。)を確保すること。

(c) すべての加盟国の利益のため最大限に可能な範囲で国際穀物市場の安定に寄与し、世界の食糧の安全保障を高め及びその経済が穀物の商業的売渡しに大きく依存している国の発展に寄与すること。

(d) 穀物の貿易に関する加盟国の関心事項についての情報交換及び討議の場を提供すること。

(e) 「穀物」とは、大麦(裸麦を含む。)、とうもろこし、ミレット、オート、ライ麦、ソルガム、ライ小麦及び小麦並びにそれらの製品並びに理事会が定めるその他の穀物及び製品をいう。

(f) 「買入れ」とは、輸入のための穀物の買入(又は、文脈により、輸入のため買い入れられた穀物の数量)をいう。

(g) 「売渡し」とは、輸出のための穀物の売渡し(又は、文脈により、輸出のため売り渡された穀物の数量)をいう。

(h) 「特別多數票」とは、出席しかつ投票する加盟輸出国の投する票(第十二条の規定に従って算出されたものの合計の三分の二以上の票及び出席しかつ投票する加盟輸入国の投する票(同条の規定に従って算出されたものの合計の三分の二以上の票(それぞれ別個に計算する。)をいう。

(i) 「収穫年度」又は「会計年度」とは、七月一日から翌年の六月三十日までの期間をいう。

(j) 「作業日」とは、理事会の本部における作業日をいう。

(k) 「市況委員会」とは、千九百四十九年の国際小麦協定によって設立され、かつ、第九条の規定に基づいて存続する国際穀物理事会をいう。

(l) 「加盟国」とは、この規約の締約国をいう。

(m) 「加盟輸出国」とは、第十二条の規定に基づいて指定される加盟国をいう。

(n) 「加盟輸入国」とは、第十二条の規定に基づいて指定される加盟国をいう。

千九百九十五年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件

づいて指定される加盟国をいう。

(c) 「執行委員会」とは、第十五条の規定に基づいて設置される委員会をいう。

(d) 「市況委員会」とは、第十六条の規定に基づいて設置される委員会をいう。

(e) 「穀物」とは、大麦(裸麦を含む。)、とうもろこし、ミレット、オート、ライ麦、ソルガム、ライ小麦及び小麦並びにそれらの製品並びに理事会が定めるその他の穀物及び製品をいう。

(f) 「買入れ」とは、輸入のための穀物の買入(又は、文脈により、輸入のため買い入れられた穀物の数量)をいう。

(g) 「売渡し」とは、輸出のための穀物の売渡し(又は、文脈により、輸出のため売り渡された穀物の数量)をいう。

(h) 「特別多數票」とは、出席しかつ投票する加盟輸出国の投する票(第十二条の規定に従って算出されたものの合計の三分の二以上の票及び出席しかつ投票する加盟輸入国の投する票(同条の規定に従って算出されたものの合計の三分の二以上の票(それぞれ別個に計算する。)をいう。

(i) 「収穫年度」又は「会計年度」とは、七月一日から翌年の六月三十日までの期間をいう。

(j) 「作業日」とは、理事会の本部における作業日をいう。

(k) 「市況委員会」とは、第十六条に定める機能を有する。

(l) 市況委員会が、第十六条の規定に従って市況を絶えず検討する過程で、国際穀物市場の動向について、理事会のすべての加盟国に開放する。

(m) 同委員会は、第十六条に定める機能を有する。

(n) (1) 市況委員会が、第十六条の規定に従って市況を絶えず検討する過程で、国際穀物市場の動向について改善し、より多くの加盟国が理事会の事業に直接参加することを可能にし、並びに理事会がその会期中に既に与えた指針を補うため、市況委員会を設置する。同委員会の会合に於ける動向(特に、開発途上国における動向)

(o) (1) の報告及び研究のための情報の収集及び情報の提供そのためのための情報の収集及び情報の提供

(p) (2) 供給、需要及び市況

(q) (3) 貿易、利用、保管及び輸送の改善及び拡大に関する動向(特に、開発途上国における動向)

(r) (1) の報告及び研究のための情報の収集及び情報の提供

(s) (2) 市況委員会が、第十六条の規定に従って市況を絶えず検討する過程で、国際穀物市場の動向について改善し、より多くの加盟国が理事会の事業に直接参加することを可能にし、並びに理事会がその会期中に既に与えた指針を補うため、市況委員会を設置する。同委員会の会合に於ける動向(特に、開発途上国における動向)

(t) (1) の報告及び研究のための情報の収集及び情報の提供

(u) (2) 市況委員会が、第十六条の規定に従って市況を絶えず検討する過程で、国際穀物市場の動向について改善し、より多くの加盟国が理事会の事業に直接参加することを可能にし、並びに理事会がその会期中に既に与えた指針を補うため、市況委員会を設置する。同委員会の会合に於ける動向(特に、開発途上国における動向)

(v) (1) の報告及び研究のための情報の収集及び情報の提供

(w) (2) 市況委員会が、第十六条の規定に従って市況を絶えず検討する過程で、国際穀物市場の動向について改善し、より多くの加盟国が理事会の事業に直接参加することを可能にし、並びに理事会がその会期中に既に与えた指針を補うため、市況委員会を設置する。同委員会の会合に於ける動向(特に、開発途上国における動向)

(x) (1) の報告及び研究のための情報の収集及び情報の提供

(y) (2) 市況委員会が、第十六条の規定に従って市況を絶えず検討する過程で、国際穀物市場の動向について改善し、より多くの加盟国が理事会の事業に直接参加することを可能にし、並びに理事会がその会期中に既に与えた指針を補うため、市況委員会を設置する。同委員会の会合に於ける動向(特に、開発途上国における動向)

(z) (1) の報告及び研究のための情報の収集及び情報の提供

(aa) (2) 市況委員会が、第十六条の規定に従って市況を絶えず検討する過程で、国際穀物市場の動向について改善し、より多くの加盟国が理事会の事業に直接参加することを可能にし、並びに理事会がその会期中に既に与えた指針を補うため、市況委員会を設置する。同委員会の会合に於ける動向(特に、開発途上国における動向)

(bb) (1) の報告及び研究のための情報の収集及び情報の提供

(cc) (2) 市況委員会が、第十六条の規定に従って市況を絶えず検討する過程で、国際穀物市場の動向について改善し、より多くの加盟国が理事会の事業に直接参加することを可能にし、並びに理事会がその会期中に既に与えた指針を補うため、市況委員会を設置する。同委員会の会合に於ける動向(特に、開発途上国における動向)

(dd) (1) の報告及び研究のための情報の収集及び情報の提供

に寄託することとされている文書の寄託をい

う。

(e) 「政府」又は「加盟国」というときは、適当な場合には、関税及び貿易に関する一般協定又は世界貿易機関を設立する協定に定める独立の関税地域を含む。

(f) 第三条 情報、報告及び研究

(g) 加盟国における一般的な利益に資するよう継続して情報を提供するため、主として次のことを中心とした穀物に関する定期的報告、情報交換及び適当な場合の特別研究のための措置がとられる。

(h) 第一条の目的の達成を容易にし、及ぶ加盟国的一般的な利益に資するよう継続して情報を提供するため、主として次のことを中心とした穀物に関する定期的報告、情報交換及び適当な場合の特別研究のための措置がとられる。

(i) 第一条の目的の達成を容易にし、及ぶ加盟国的一般的な利益に資するよう継続して情報を提供するため、主として次のことを中心とした穀物に関する定期的報告、情報交換及び適当な場合の特別研究のための措置がとられる。

(j) 第一条の目的の達成を容易にし、及ぶ加盟国的一般的な利益に資するよう継続して情報を提供するため、主として次のことを中心とした穀物に関する定期的報告、情報交換及び適当な場合の特別研究のための措置がとられる。

(k) 第一条の目的の達成を容易にし、及ぶ加盟国的一般的な利益に資するよう継続して情報を提供するため、主として次のことを中心とした穀物に関する定期的報告、情報交換及び適当な場合の特別研究のための措置がとられる。

(l) 第一条の目的の達成を容易にし、及ぶ加盟国的一般的な利益に資するよう継続して情報を提供するため、主として次のことを中心とした穀物に関する定期的報告、情報交換及び適当な場合の特別研究のための措置がとられる。

(m) 第一条の目的の達成を容易にし、及ぶ加盟国的一般的な利益に資するよう継続して情報を提供するため、主として次のことを中心とした穀物に関する定期的報告、情報交換及び適当な場合の特別研究のための措置がとられる。

(n) 第一条の目的の達成を容易にし、及ぶ加盟国的一般的な利益に資するよう継続して情報を提供するため、主として次のことを中心とした穀物に関する定期的報告、情報交換及び適当な場合の特別研究のための措置がとられる。

(o) 第一条の目的の達成を容易にし、及ぶ加盟国的一般的な利益に資するよう継続して情報を提供するため、主として次のことを中心とした穀物に関する定期的報告、情報交換及び適当な場合の特別研究のための措置がとられる。

(p) 第一条の目的の達成を容易にし、及ぶ加盟国的一般的な利益に資するよう継続して情報を提供するため、主として次のことを中心とした穀物に関する定期的報告、情報交換及び適当な場合の特別研究のための措置がとられる。

(q) 第一条の目的の達成を容易にし、及ぶ加盟国的一般的な利益に資するよう継続して情報を提供するため、主として次のことを中心とした穀物に関する定期的報告、情報交換及び適当な場合の特別研究のための措置がとられる。

(r) 第一条の目的の達成を容易にし、及ぶ加盟国的一般的な利益に資するよう継続して情報を提供するため、主として次のことを中心とした穀物に関する定期的報告、情報交換及び適当な場合の特別研究のための措置がとられる。

(s) 第一条の目的の達成を容易にし、及ぶ加盟国的一般的な利益に資するよう継続して情報を提供するため、主として次のことを中心とした穀物に関する定期的報告、情報交換及び適当な場合の特別研究のための措置がとられる。

(t) 第一条の目的の達成を容易にし、及ぶ加盟国的一般的な利益に資するよう継続して情報を提供するため、主として次のことを中心とした穀物に関する定期的報告、情報交換及び適当な場合の特別研究のための措置がとられる。

(u) 第一条の目的の達成を容易にし、及ぶ加盟国的一般的な利益に資するよう継続して情報を提供するため、主として次のことを中心とした穀物に関する定期的報告、情報交換及び適当な場合の特別研究のための措置がとられる。

(v) 第一条の目的の達成を容易にし、及ぶ加盟国的一般的な利益に資するよう継続して情報を提供するため、主として次のことを中心とした穀物に関する定期的報告、情報交換及び適当な場合の特別研究のための措置がとられる。

(w) 第一条の目的の達成を容易にし、及ぶ加盟国的一般的な利益に資するよう継続して情報を提供するため、主として次のことを中心とした穀物に関する定期的報告、情報交換及び適当な場合の特別研究のための措置がとられる。

(x) 第一条の目的の達成を容易にし、及ぶ加盟国的一般的な利益に資するよう継続して情報を提供するため、主として次のことを中心とした穀物に関する定期的報告、情報交換及び適当な場合の特別研究のための措置がとられる。

(y) 第一条の目的の達成を容易にし、及ぶ加盟国的一般的な利益に資するよう継続して情報を提供するため、主として次のことを中心とした穀物に関する定期的報告、情報交換及び適当な場合の特別研究のための措置がとられる。

(z) 第一条の目的の達成を容易にし、及ぶ加盟国的一般的な利益に資するよう継続して情報を提供するため、主として次のことを中心とした穀物に関する定期的報告、情報交換及び適当な場合の特別研究のための措置がとられる。

(aa) 第一条の目的の達成を容易にし、及ぶ加盟国的一般的な利益に資するよう継続して情報を提供するため、主として次のことを中心とした穀物に関する定期的報告、情報交換及び適当な場合の特別研究のための措置がとられる。

(bb) 第一条の目的の達成を容易にし、及ぶ加盟国的一般的な利益に資するよう継続して情報を提供するため、主として次のことを中心とした穀物に関する定期的報告、情報交換及び適当な場合の特別研究のための措置がとられる。

(cc) 第一条の目的の達成を容易にし、及ぶ加盟国的一般的な利益に資するよう継続して情報を提供するため、主として次のことを中心とした穀物に関する定期的報告、情報交換及び適当な場合の特別研究のための措置がとられる。

(dd) 第一条の目的の達成を容易にし、及ぶ加盟国的一般的な利益に資するよう継続して情報を提供するため、主として次のことを中心とした穀物に関する定期的報告、情報交換及び適当な場合の特別研究のための措置がとられる。

(ee) 第一条の目的の達成を容易にし、及ぶ加盟国的一般的な利益に資するよう継続して情報を提供するため、主として次のことを中心とした穀物に関する定期的報告、情報交換及び適当な場合の特別研究のための措置がとられる。

(ff) 第一条の目的の達成を容易にし、及ぶ加盟国的一般的な利益に資するよう継続して情報を提供するため、主として次のことを中心とした穀物に関する定期的報告、情報交換及び適当な場合の特別研究のための措置がとられる。

(gg) 第一条の目的の達成を容易にし、及ぶ加盟国的一般的な利益に資するよう継続して情報を提供するため、主として次のことを中心とした穀物に関する定期的報告、情報交換及び適当な場合の特別研究のための措置がとられる。

(hh) 第一条の目的の達成を容易にし、及ぶ加盟国的一般的な利益に資するよう継続して情報を提供するため、主として次のことを中心とした穀物に関する定期的報告、情報交換及び適当な場合の特別研究のための措置がとられる。

平成七年十月二十五日 参議院会議録第七号

千九百九十五年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件

六

(2) 執行委員会は、(1)の動向を検討するために十作業日以内に会合するものとし、適当と認めるときは、事態を検討するために理事会の会合を招集するよう理事会の議長に要請する。

第五条 商業的買入れ及び特殊取引

(1) この規約の適用上、商業的買入れとは、第二条に定義する買入れであつて国際貿易における通常の商業的慣行に適合するものをいい、(2)に規定する取引を含まない。

(2) この規約の適用上、特殊取引とは、関係加盟国政府により通常の商業的慣行に適合しない特殊性を付与された取引をいう。特殊取引には、次のものを含む。

(a) 信用供与に基づく売渡しであつて、利率、支払期間その他関連する条件が政府の関与により世界市場における通常の商業的な利率、期間又は条件に合致しないもの

(b) 穀物の買入れの資金が加盟輸出国政府から売渡し

(c) 加盟輸入国の通貨であつて、振替をすることができず、かつ、加盟輸出国内で使用する通貨に交換すること又は当該加盟輸出国内で使用する物品の対価に充てることができないものによる売渡し

(d) 物品の交換によつて相互に信用残高を決済するための清算勘定について定める特別の支払決めを有する貿易協定に基づく売渡し。ただし、関係加盟輸出国及び関係加盟輸入国が当該売渡しを商業的なものとみなすことに合意する場合を除く。

(e) 求償取引であつて、
(i) 政府の関与によつて行われ、国際相場以外の価格で穀物を交換するもの、又は、政府の買入計画に基づく補助を受けるもの。ただし、穀物の買入れが原求償契約中に最終仕向国を明記していない求償取引に

(f) 穀物の贈与又は加盟輸出国が穀物の買入れのために贈与した資金による穀物の買入れの取引で理事会が定めるもの

(g) 関係加盟国政府により通常の商業的慣行に適合しない特殊性を付与されたその他の種類の取引で理事会が定めるもの

(3) 取引が(1)に定義する商業的買入れ又は(2)に定義する特殊取引のいずれであるかに關し事務局長又はいずれかの加盟国が提起する問題については、理事会が決定する。

第六条 特惠的取引に関する指針

(1) 加盟国は、穀物の特惠的取引を、生産及び商業的な国際貿易の通常の態様に有害な影響を及ぼすことを回避するように行うことと約束する。

(2) このため、加盟特惠供与国及び加盟受益国は、特惠的取引が行われないとした場合に合理的に予想することができる商業的売渡しに対する追加として、また、受益国における消費又は在庫を増加させるものとして当該特惠的取引が行われることを確保するために適当な措置をとる。この措置については、国際連合食糧農業機関の加盟国である国の場合には、同機関の余剰処理の原則及び指針並びに同機関の加盟国との協議義務に適合するものとしなければならず、また、受益国との間で合意された穀物の商業的輸入の水準が当該受益国により世界の全地域に対する関係において維持されるとの要件を含めることができる。当該水準の設定又は調整に当たっては、特定の期間における商業的輸入の水準、利用及び輸入の最近の傾向並びに当該特惠的取引による影響を考慮する。

(3) この条の規定の適用上、

(a) 加盟国は、商業的売渡し及び商業的買入れ並びに特殊取引に係る穀物の数量に関する情報で理事会がその権限上必要とするものを事務局長に送付する。この情報には、次のものを含める。

(i) 特殊取引については、第五条に規定する取引のうちいずれか該当するものに分類することを可能にするような当該特殊取引の明細

(ii) 当該穀物の種類、銘柄、等級及び品質に関する入手可能な情報

(b) 加盟国は、穀物を輸出するときは、その輸出価格に関する情報で理事会が必要とするものを事務局長に送付する。

(c) 理事会は、その時点における通常の穀物輸送費に関する情報を定期的に入手するものとし、加盟国は、理事会が必要とする補足的情報を提供する。

(4) 加盟国は、穀物の原産国以外の国における販売、通過又は港での積替えの後に最終仕向国に到着する穀物については、その船積みが当該原産国から当該最終仕向国への船積みとして記録に記入されることを可能にするような情報を最大限に可能な範囲で協議する。

(4) 事務局は、穀物の特惠的取引の動向について理事会に定期的に報告する。

第七条 報告及び記録

(1) 加盟国は、自國が行う穀物のすべての船積み及び非加盟国からの穀物のすべての輸入につき商業的取引及び特殊取引を別個に示す報告を定期的に行うものとし、理事会は、収穫年度ごとに記録を保持する。理事会は、また、非加盟国間の可能な限りのすべての船積みについての記録を保持する。

(2) 加盟国は、穀物についての自國の供給及び需要に關して理事会が必要とする情報を可能な限り提供し、並びに自國の穀物政策の変更のすべてを速やかに報告する。

(3) この条の規定の適用上、

(a) 加盟国は、商業的売渡し及び商業的買入れ並びに特殊取引に係る穀物の数量に関する情報で理事会がその権限上必要とするものを事務局長に送付する。この情報には、次のものを含める。

(i) 特殊取引については、第五条に規定する取引のうちいずれか該当するものに分類することを可能にするような当該特殊取引の明細

(ii) 当該穀物の種類、銘柄、等級及び品質に

関する入手可能な情報

(b) 加盟国は、穀物を輸出するときは、その輸出価格に関する情報で理事会が必要とするものを事務局長に送付する。

(c) 理事会は、その時点における通常の穀物輸送費に関する情報を定期的に入手するものとし、加盟国は、理事会が必要とする補足的情報を提供する。

(5) 事務局は、この規約の解釈又は適用に関する紛争で交渉によって解決されないものは、紛争当事国であるいずれかの加盟国の要請により、決定のため理事会に付託される。

(6) いずれの加盟国も、この規約の締約国としての自國の利益が一又は二以上の加盟国の行動であつてこの規約の実施に影響を及ぼすものにより著しく害されたと認める場合には、理事会に問題を提起することができる。この場合には、理事会は、当該問題を解決するため直ちに関係加盟国と協議する。当該問題がその協議によって解決されない場合には、理事会は、当該問題を更に検討するものとし、また、関係加盟国に對して勧告を行つことができる。

(7) 加盟国は、穀物の原産国以外の国における販売、通過又は港での積替えの後に最終仕向国に到着する穀物については、その船積みが当該原産国から当該最終仕向国への船積みとして記録に記入されることを可能にするような情報を最大限に可能な範囲で協議する。

(8) 加盟国は、理事会の会合においては、代表代理及び顧問によつて代表される。

最大限に可能な範囲で提供する。この(4)の規定は、再販売される穀物に関しては、当該穀物が同一の収穫年度において原産国から積み出されたものである場合に適用する。

理事会は、この条に規定する報告及び記録に關する手続規則を制定する。この規則は、報告の回数及び方法その他報告に関する加盟国の義務について定める。理事会は、また、その保管する記録又は記述の修正に関する規定(修正に記録を記入すること)を回避するように行うことと定めた。いづれかの加盟国がこの条に規定する報告を反復してかつ正当な理由なく怠つた場合には、執行委員会は、事態を是正するため当該加盟国と協議する。

(9) 第八条 紛争及び苦情

(1) この規約の解釈又は適用に関する紛争で交渉によって解決されないものは、紛争当事国であるいずれかの加盟国の要請により、決定のため理事会に付託される。

(2) いずれの加盟国も、この規約の締約国としての自國の利益が一又は二以上の加盟国の行動であつてこの規約の実施に影響を及ぼすものにより著しく害されたと認める場合には、理事会に問題を提起することができる。この場合には、理事会は、当該問題を解決するため直ちに関係加盟国と協議する。当該問題がその協議によって解決されない場合には、理事会は、当該問題を更に検討するものとし、また、関係加盟国に對して勧告を行つことができる。

(10) 理事会(千九百四十九年の国際小麦協定によつて設立された国際小麦理事会の名称は、この規約によつて国際穀物理事会と改める。)は、この規約を運用するため、この規約に定める構成、権限及び任務をもつて存続する。

(11) 加盟国は、理事会の会合においては、代表代理及び顧問によつて代表される。

- | |
|--|
| (3) 理事会は、一取扱年度の間 在任する議長及び副議長各一人を選出する。議長は、投票権を有しないものとし、副議長は、議長として行動する間、投票権を有しない。 |
| (1) 第十条 理事会の権限及び任務
理事会は、その手続規則を制定する。 |
| (2) (1) 理事会は、この規約によつて必要とされる記録を保管するものとし、また、望ましいと認められた他の記録を保管することができる。 |
| (3) 理事会がこの規約に基づくその任務を遂行することができるようするため、理事会は、必要な統計及び情報の提供を要請することができるものとし、加盟国は、第七条(2)に定めるところにより、これらの統計及び情報を提供することを約束する。 |
| (4) 理事会は、特別多數票による議決で、次の権限及び任務を除くほか、権限の行使又は任務の遂行を委員会又は事務局長に委任することができる。 |
| (a) 第八条の規定に基づいて問題について決定を行うこと。 |
| (b) 付表に掲げる加盟国の票数を次条の規定に基づいて再検討すること。 |
| (c) 第十二条の規定に基づいて加盟輸出国及び加盟輸入国を決定し並びに加盟輸出国及び加盟輸入国の票数を配分すること。 |
| (d) 第十三条(1)の規定に基づいて理事会の所在地を決定すること。 |
| (e) 第十七条(2)の規定に基づいて事務局長を任命すること。 |
| (f) 第二十一條の規定に基づいて予算を採択し及び加盟国の分担金の額を決定すること。 |
| (g) 第二十一条(6)の規定に基づいて加盟国の投票権を停止すること。 |
| (h) 第二十二条の規定に基づいて国際連合貿易開発会議事務局長に対し交渉のための会議の招集を要請すること。 |
| (i) 第三十条の規定に基づいて加盟国を理事会から除名すること。 |
| (j) 第三十二条の規定に基づいてこの規約の改正を勧告すること。 |
| (k) 第三十三条の規定に基づいてこの規約的有效期間を延長し又はこの規約を終了させること。 |
| (l) 理事会は、いつでも、投じられる票の過半数による議決でその委任を撤回することができる。 |
| (m) 理事会が(4)の規定により委任した権限又は任務に基づいて行われた決定については、理事会の定める期間内に加盟国による要請がある場合には、理事会が再検討する。当該決定は、当該期間内に再検討の要請がない場合には、すべての加盟国を拘束する。 |
| (n) 理事会は、この規約に定める権限及び任務のほか、この規約の実施のため、必要なその他の権限を有し、かつ、必要なその他の任務を遂行する。 |
| (o) 第十一条 効力発生及び予算手続のための票数 |
| (1) 第二十八条(1)の規定に基づくこの規約の効力発生のために必要とされる票数の計算は、付表A部に定める票数を用いて行う。 |
| (2) 第二十九条の規定に基づいて分担金の額を決定するために用いられる加盟国の票数は、この条の規定及び関連する手続規則に従うこととを条件として、付表に定める票数を基礎とする。 |
| (3) 第三十三条(2)の規定に基づいてこの規約的有效期間が延長される場合には、理事会は、この条に規定する加盟国の票数を再検討し、及び調整する。その調整は、票数の配分をその時点における穀物貿易の態様に一致させるものでなければならず、かつ、手続規則に定める方法に従って行われなければならない。 |
| (4) 理事会は、世界の穀物貿易の態様に著しい変化が生じたと認める場合には、加盟国の票数を再検討するものとし、これを調整することができる。その調整については、この規約の改正と |
| (5) この条の規定に基づくすべての票数の再配分は、第二十八条(1)の規定に基づく効力発生及び第二十二条の規定に基づく分担金の額の決定の場合を除くほか、次条の規定に従つて決定する。 |
| (6) 第十二条 加盟輸出国及び加盟輸入国の決定並びに加盟輸出国及び加盟輸入国の票数の配分 |
| (1) 理事会は、この規約に基づいて開催する最初の会期において、この規約の適用上各加盟国が加盟輸出国又は加盟輸入国のいずれとなるかを決定する。その決定に当たっては、理事会は、これらの加盟国の穀物貿易の態様及び意見を考慮する。 |
| (2) 理事会がこの規約の適用上各加盟国が加盟輸出国又は加盟輸入国のいずれとなるかを決定し、加盟輸出国は、前条に規定する票数を基礎とし、(3)に定める条件により、その決定するところに従つて加盟輸出国の間で票数を配分するものとし、加盟輸入国は、同様に票数を配分する。 |
| (3) (2)の規定による票数の配分に当たっては、加盟輸出国は総体として千票を有し、加盟輸入国は総体として千票を有する。いずれの加盟輸出国も、三百三十三票を超える票を有してはならず、また、いずれの加盟輸入国も、三百三十三票を超える票を有してはならない。票数は、一未満の端数を伴つてはならない。 |
| (4) 加盟輸出国及び加盟輸入国の表は、この規約 |

官 報 (号外)

- (1) 理事会の所在地は、理事会が別段の決定を行わない限り、ロンドンとする。
- (2) 理事会は、各会計年度の半期ごとに少なくとも一回会合するほか、議長が決定するその他の時期に又はこの規約の定めるところに従って会合する。
- (3) 議長は、(a)五の加盟国、(b)票数の合計が総票数の十パーセント以上となる一若しくは二以上の加盟国又は(c)執行委員会の要請があった場合には、理事会の会合を招集する。
- (4) 理事会のいかなる会合においても、前条(9)の規定に基づく票数の調整前における加盟輸出国の票の過半数及び加盟輸入国との票の過半数を有する代表が出席していなければならない。

第十四条 決定

- (1) 理事会の決定は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、加盟輸出国が投ずる票の過半数及び加盟輸入国が投ずる票の過半数(それぞれ別個に計算する。)による議決で行う。
- (2) 加盟国は、自国の農業政策及び価格政策の決定及び運用についての完全な行動の自由を害されることなく、この規約に基づく理事会のすべての決定を拘束力があるものとして受け入れることを約束する。

第十五条 實行委員会

- (1) 理事会は、毎年加盟輸出国が選出する六以内の加盟輸出国及び毎年加盟輸入国が選出する八以内の加盟輸入国で構成される執行委員会を設置する。理事会は、執行委員会の委員長を任命するものとし、また、一人の副委員長を任命することができる。
- (2) 實行委員会は、理事会に対し責任を負い、その一般的指示の下に活動する。執行委員会は、この規約に基づいて明示的に与えられた権限及び任務並びに第十条(4)の規定に基づいて理事会から委任されるその他の権限及び任務を有する。

- (3) 加盟輸出国は、執行委員会において、加盟輸入国が有する総票数と同数の総票数を有する。執行委員会における加盟輸出国の総票数は、加盟輸出国が決定するところに従って加盟輸出国の間で配分する。ただし、いずれの加盟輸出国も、執行委員会における加盟輸入国との総票数四十パーセントを超える票を有してはならない。執行委員会における加盟輸入国との総票数は、加盟輸入国が決定するところに従って加盟輸入国と輸入国との間で配分する。ただし、いずれの加盟輸入国も、執行委員会における加盟輸入国との総票数四十パーセントを超える票を有してはならない。
- (4) 理事会は、執行委員会における投票に関する手続規則を制定するものとし、また、その他適当と認める執行委員会における手続規則を制定することができる。執行委員会の決定には、同様の事項に関し理事会が決定する場合についてこの規約の定めるところと同一の多数による議決を必要とする。
- (5) 執行委員会の審議する問題が同委員会の構成国でない加盟国の利益に影響を及ぼすものであると同委員会が認める場合には、当該加盟国は、その問題の討議に投票権なしで参加することができる。

第十六条 市況委員会

- (1) 理事会は、すべての加盟国で構成される市況委員会を設置する。市況委員会の委員長は、理事会が別段の決定を行わない限り、事務局長とする。
- (2) 市況委員会の委員長が適当と認めるときは、非加盟国政府及び国際機関の代表に対し、市況委員会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請することができる。

- (3) 市況委員会は、すべての加盟国で構成される市況委員会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請することができる。
- (4) 理事会は、非加盟国及び政府間機関に対し、理事会は、国際連合、その諸機関並びにその他の専門機関及び政府間機関特に、国際連合貿易開発会議、国際連合食糧農業機関、一次産品のための共通基金及び世界食糧計画)との協議又は協力のため、適当なすべての措置をとることができる。
- (5) 理事会は、国際連合のため、適当なすべての措置をとることができる。

第十七条 事務局

- (1) 理事会には、事務職員の長である事務局長と

- ついて事務局を援助するため、理事会が与える指針を補う。

- (2) 市況委員会は、この規約の関連する規定に従って助言するものとし、また、理事会又は執行委員会が付託する問題について助言する。

第十八条 特権及び免除

- (1) 理事会は、法人格を有する。理事会は、特

- に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴えを提起する能力を有する。

- (2) 連合王国の領域における理事会の地位、特権及び免除については、一千九百六十八年十一月二十八日にロンドンで署名されたグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府と国際小麥理事会との間の本部協定が引き続き適用される。

- (3) この規約の規定が政府間の商品協定について事務局を援助するため、理事会が与える指針を補う。

第十九条 会計

- (1) 理事会に対する代表団並びにその委員会及び作業部会における代表の費用は、各自の政府が負担する。この規約の運用に必要なその他の費用は、すべての加盟国の年次分担金をもって支弁する。各会計年度における各加盟国の分担金額については、当該会計年度の予算が採択される時点におけるこの規約の加盟国の構成を反映させるために第十二条の規定に基づいて調整

官報（号外）

- された付表に定める各加盟国の票数が付表に掲げる加盟国の総票数中に占める割合に比例して定まる。
- (2) 理事会は、この規約の効力発生後の最初の会期において、千九百九十六年六月三十日に終了する会計年度の予算を承認し、かつ、各加盟国が支払う分担金の額を決定する。
- (3) 理事会は、各会計年度の下半期における会期において、次の会計年度の予算を承認し、かつ、各加盟国が当該次の会計年度について支払う分担金の額を決定する。
- (4) 第二十七条(2)の規定に基づいてこの規約に加入する加盟国の最初の分担金の額は、加入の条件として理事会との間で合意された票数及び加入の時点における会計年度の残余の期間を基礎として、決定される。この場合において、当該会計年度におけるその他の加盟国の分担金の額については、変更しない。
- (5) 分担金は、決定の後直ちに支払われるものとする。
- (6) (5)の規定に従って分担金の支払の義務が生じた日の後六箇月を経過した時に加盟国が自國の分担金の全額を支払っていない場合には、事務局長は、当該加盟国に対しえる限り速やかに支払うよう要請する。事務局長の要請の後六箇月を経過した時においても当該加盟国がなお分担金を支払っていない場合には、理事会及び執行委員会における当該加盟国の投票権は、分担金の全額が支払われる時まで停止される。
- (7) (6)の規定によって投票権を停止された加盟国は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、この規約に基づくその他の権利を奪われ又はこの規約に基づく義務を免除されることはない。当該加盟国は、分担金を支払う義務及びこの規約に基づくその他の財政的義務を履行する義務を引き続き負う。
- (8) 理事会は、会計年度ごとに、会計検査を了した前会計年度の収支計算書を公表する。

平成七年十月二十五日 参議院会議録第七号

千九百九十五年の国際穀物協定の締結について承認を求める件

- (9) 理事会は、その解散に先立ち、その負債の整理並びにその記録及び資産の処分のため必要な措置をとる。
- 第二十二条 経済条項**
- 理事会は、適当な時期に、経済条項を有する新たな国際協定又は規約についての交渉を行う可能性を検討することができるものとし、また、適当と認める勧告をして加盟国に報告することができる。理事会は、この交渉が成功のうちに完了する可能性があると判断する場合には、国際連合貿易開発会議事務局長に対し交渉のための会議を招集するよう要請することができる。
- 第三部 最終規定**
- 第十三条 寄託者**
- (1) 国際連合事務総長は、こゝに、この規約の寄託者として指名される。
- (2) 寄託者は、この規約の署名、批准、受諾、承認及び暫定的適用、この規約への加入並びに第二十九条及び第三十二条の規定によって受領した通告をすべての署名政府及び加入政府に通報する。
- 第十四条 署名**
- この規約は、千九百九十五年五月一日から六月三十日まで、国際連合本部において、付表に掲げる国の政府による署名のために開放しておく。
- 第二十五条 批准、受諾又は承認**
- (1) この規約は、各署名政府により、自國の憲法上の手続に従って批准され、受諾され又は承認されなければならない。
- (2) 批准書、受諾書又は承認書は、千九百九十五年六月三十日までに寄託者に寄託する。もつとも、理事会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託することができない署名政府に対するような期限について一回又は二回以上の延期を認めることができる。理事会は、すべてのこのような期限の延期を寄託者に通告する。
- 第十六条 暫定的適用**

- 署名政府及び他の政府でこの規約に署名する者は、この規約による議決で別段の決定を行わない限り、この規約に基づくその他の権利を奪われ又はこの規約に基づく義務を免除されることはない。当該加盟国は、分担金を支払う義務及びこの規約に基づくその他の財政的義務を履行する義務を引き続き負う。
- 第十七条 加入**
- (1) 付表に掲げる国の政府は、千九百九十五年六月三十日まで、この規約に加入することができる。もつとも、理事会は、同日までに加入書を寄託しなかった政府に対し、その期限について一回又は二回以上の延期を認めることができるものとし、また、その違反がこの規約の実施を著しく妨げていると決定する場合には、付表に掲げられた政府は、理事会の定めによつての条件を受け入れる旨を加入書に明記しなければならない。
- (2) この規約は、千九百九十五年六月三十日以後は、理事会が適当と認める条件によるすべての国による加入のために開放していく。加入は、寄託者に加入書を寄託することによって行う。加入書を寄託する政府は、理事会の定めによるすべての条件を受け入れる旨を加入書に明記しなければならない。
- 第十八条 効力発生**
- (1) この規約は、付表A部に定める総票数の八十八パーセント以上の票を有する付表A部に掲げる政府が千九百九十五年六月三十日までに批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を寄託していることを条件として、千九百九十五年七月一日に効力を生ずる。
- (2) この規約が(1)に定めるところにより効力を生ずることとならなかった場合には、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を掲げた政府は、この規約が当該政府の三分の一以上を有する加盟輸出国及び加盟輸入国の総票数の三分の一以上を有する加盟輸入国から寄託することができる。

- 第十九条 脱退**
- 加盟国は、いずれかの会計年度末の九十日前までに寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、当該会計年度末にこの規約から脱退することができる。もつとも、脱退する加盟国は、この規約に基づく義務で当該会計年度末までに履行しなかったものを免除されない。当該加盟国は、同時に、自国がとった行動について理事会に通報する。
- 第二十条 除名**
- 理事会は、加盟国がこの規約に基づく義務に違反していると認定し、かつ、その違反がこの規約の実施を著しく妨げていると決定する場合には、特別多数票による議決で、当該加盟国を理事会から除名することができる。理事会は、その除名の決定を寄託者に直ちに通告する。当該加盟国は、理事会の当該決定の日の後九十日で加盟国でなくなり。
- 第二十一条 会計上の処理**
- (1) 理事会は、この規約から脱退した加盟国、理事会から除名された加盟国又はその他の理由によりこの規約の締約国でなくなった加盟国について、公平と認める会計上の処理を行う。理事会は、これらの加盟国が既に支払った金額の返しを行わないものとし、これらの加盟国は、理事会に対し負っている債務を履行する義務を負う。
- (2) この規約の終了の際に、(1)に規定する加盟国は、理事会の清算によって得られる収益その他の理事会の資産の持分に係る権利を有しないものとし、また、理事会に欠損がある場合において、当該欠損のいずれの部分も負担しない。
- 第二十二条 改正**
- (1) 理事会は、特別多数票による議決で、加盟国に對しこの規約の改正を勧告することができる。改正は、加盟輸出国の総票数の三分の一以上を有する加盟輸出国及び加盟輸入国の総票数の三分の一以上を有する加盟輸入国から寄託する。

千九百九十五年の国際穀物協定の締結について承認を求める件

1

(2) 加盟国は、改正の効力発生の日までに当該改正の受諾を通告しなかった場合には、同日にこの規約の締約国でなくなる。ただし、理事会が憲法上の手続を完了したことが困難なため改正の効力発生の日までに受諾することができなかつた旨の当該加盟国の申立てを認め、かつ、当該加盟国のために受諾の期限を延期することを決定する場合は、この限りでない。当該加盟国は、改正の受諾を通告する時まで改正に拘束されない。

第三十三条规定期間、延長及び終了

(1) この規約は、千九百九十八年六月三十日まで効力を有する。ただし、(2)の規定に基づいて有効期間が延長される場合、(3)の規定に基づいて同日前に終了する場合又は第二十二条の規定に基づいて交渉された新たな協定若しくは規約が同日前にこの規約に代わる場合は、この限りでない。

(2) 理事会は、特別多数票による議決で、千九百九十八年六月三十日後についてこの規約の有効期間を、順次二年を超えない期間延長することができる。その延長を受け入れない加盟国は、その延長の効力発生の三十日前までに、その旨を理事会に通告するものとし、延長期間の開始の日からこの規約の締約国でなくなる。もつとも、この場合であつても、この規約に基づく義務であつて当該開始の日前に履行されなかつたものは、免除されない。

(3) 理事会は、いつでも、特別多数票による議決で、理事会の決定する日に及びその決定する条件に従つてこの規約を終了させることを決定することができる。

(4) 理事会は、この規約の終了の後も、理事会の清算を行うために必要な期間存続するものとし、その間、清算に必要な権限を有し、かつ、清算に必要な任務を遂行する。

(5) 理事会は、(2)又は(3)の規定に基づいてとられた措置を寄託者に通告する。

第三十四条 前文とこの規約との関係
この規約には、千九百九十五年の国際穀物協定の前文を含む。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正
に委任を受けて、その署名に対応して掲げるロ
ゴにこの規約に署名した。

千九百九十四年十一月七日にロンドンで、ひと
しく正文である英語、フランス語、ロシア語及び
スペイン語によるこの規約を作成した。

(1) この規約は、一千九百九十八年六月三十日まで効力を有する。ただし、(2)の規定に基づいて有効期間が延長される場合、(3)の規定に基づいて同日前に終了する場合又は第二十二条の規定に基づいて交渉された新たな協定若しくは規約が

十九百九十五年の輸出貿易統計の付表

アルジエリア	アルゼンティン	オーストラリア	A部
エクアドル	象牙海岸	オーストリア	
キューバ	カナダ	バルバドス	
	ボリヴィア	ポリヴィア	

千九百九十五年の食糧援助規約

五

第一部 目的及び定義

第一回 定義

この規約は、国際社会の共同の努力により、かつ、この規約の定めるところにより、開発途上国に対し人間の消費に適する穀物の形態により毎年一千万トン以上の食糧を援助するという世界食糧会議の目標の達成を確保することを目的とする。

(1) この規約の適用上、

(a) 「c. i. f.」とは、保険料及び運賃込みをい

(b) 「委員会」とは、第九条に規定する食糧援助委員会をいう。

(c) 「規約」とは、千九百九十五年の食糧援助規約をいう。

(d) 「開発途上国」とは、委員会が別段の決定を行ふ場合を除くほか、経済協力開発機構の開発援助委員会が開発途上国又は開発途上地域と認めた国又は地域をいう。

(e) 「事務局長」とは、国際穀物理事会の事務局長をいう。

(f) 「豆類」とは、本船渡しをいう。

(g) 「豆類」とは、次のものをいう。

ひよこ豆(シセル・アリエティヌム)
ひら豆(レンズ・クリナリス)

あおばなルーピン(ルピング・アングスティフォリウス)及びしろばなルーピン(ルピング・アルブス)

いんげん豆(ファセオルス・ヴルガリス)
及びライ豆(ファセオルス・ルナツス)

えんどう(ピスマ・サティヴム)
そら豆(ヴィキア・ファバ)

小豆(ヴィグナ・アングラリス)及びさざげ(ヴィグナ・シネンシス又はウイグ)

ナ・アンガイクラタ)
緑豆(ヴィグナ・ラジアタ及びヴィグナ・ムンゴ)

その他の委員会が定める種

「加盟国」とは、この規約の締約国をいう。

「一次加工をした产品」とは、次の产品をい

う。

(i) 製粉
(ii) ひき割り穀物及び穀物のミール

(iii) その他の加工穀物例えば、ロールにかけ、フレーク状にし、研磨し、真珠形にと

う精又は粗くひいたもので、それ以上の調整をしていないもの)。ただし、玄米、つや出しした米、研磨した米及び碎米を除く。

(iv) 穀物の胚芽(全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る)。

(v) ブルグア
その他これらに類する穀物产品で委員会が定めるもの

(vi) 「第二次加工をした产品」とは、次の产品をい

(vii) マカロニ、スペゲッティその他これらに類する产品

(viii) 「第三次加工をした产品」とは、次の产品をい

(ix) その他の第一次加工をした产品を用いて製造した产品で委員会が定めるもの

(x) 「米」とは、玄米、つや出しした米、研磨した米及び碎米をいう。

(xi) 「事務局」とは、国際穀物理事会の事務局を

(xii) 「トント」とは、メートル・トン(千キログラム)をいう。

(xiii) 「通常貿易必要量」とは、国際理合食糧農業機関その他の責任のある国際機関によって現在使用されている用語と同義であり、特惠的取引の受益国が、特惠的取引の下で行われる

(xiv) 「通常貿易必要量」とは、国際理合食糧農業機関その他の責任のある国際機関によって現在使用されている用語と同義であり、特惠的取引の受益国が、特惠的取引の下で行われる

(xv) 「通常貿易必要量」とは、国際理合食糧農業機関その他の責任のある国際機関によって現在使用されている用語と同義であり、特惠的取引の受益国が、特惠的取引の下で行われる

(xvi) 「通常貿易必要量」とは、国際理合食糧農業機関その他の責任のある国際機関によって現在使用されている用語と同義であり、特惠的取引の受益国が、特惠的取引の下で行われる

(xvii) 「通常貿易必要量」とは、国際理合食糧農業機関その他の責任のある国際機関によって現在使用されている用語と同義であり、特惠的取引の受益国が、特惠的取引の下で行われる

- (o) 「小麦換算量」とは、穀物、穀物産品、米又は現金のいずれによる供与であるかを問わず、第六条の規定に従い小麦に換算して評価した加盟国の抛出量をいう。
- (p) 「年度」とは、別段の定めがある場合を除くほか、七月一日から翌年の六月三十日までの期間をいう。
- (q) この規約において「政府又は「加盟国」というときは、欧州共同体を含む。したがって、政府による署名並びに批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託及び暫定的適用宣言というときは、欧州共同体については、その権限のある当局が欧州共同体のために行う署名及び暫定的適用宣言並びに欧州共同体の組織の手続により國際協定の締結のために寄託することとされている文書の寄託をいう。

第二部 主要規定

第三条 加盟国の抛出

(1) 加盟国は、開発途上国に対する食糧援助として、人間の消費に適する穀物で受け入れられる種類及び品質のもの又はこれに代わる現金を少なくとも(4)に定める年間量抛出することを合意する。この規約により穀物を供給するに当たて、経済協力開発機構の開発援助委員会により後開発途上国、その他の低所得国又は低中所得国として分類されているものを優先させる。

(2) (1)の規定の適用上、「穀物」とは、小麦、大麦(裸麦を含む)、とうもろこし、ミレット、オート、ライ麦、ソルガム及び米並びにこれらを原料とする产品(一次加工又は二次加工をした产品を含む)。(3)に定める豆類並びに人間の消費に適するその他の種類の穀物又は穀物产品で受け入れられる種類及び品質のもののうち委員会が定めるものをいう。

(7) 次条(b)の規定による現金抛出は、次に定めるところにより行われるものとする。

(8) 現金抛出については、可能な限り開発途上国からの穀物を買入れるために使用する。

的輸入の水準を維持する輸入を行うとの約束について使用される。
して豆類を供与することができる。ただし、人間の消費に適する豆類で受け入れられる種類及び品質のものに限る。委員会は、(4)に定める小麦に換算した加盟国の年間最小抛出量のうち豆類で供与することができる最大の割合を百分率によって定めるための手続規則を制定する。
した各加盟国の年間最小抛出量は、次のとおりとする。ただし、(9)に定めるところに従うものとす。
(4) 第一条の目的を達成するための小麦に換算した各加盟国の年間最小抛出量は、次のとおりとする。
加盟国 アルゼンティン 三五、〇〇〇 オーストラリア 三〇〇、〇〇〇 カナダ 四〇〇、〇〇〇 日本国 一、七五五、〇〇〇 ノールウェー 四〇、〇〇〇 スイス 三〇〇、〇〇〇 アメリカ合衆国 二、五〇〇、〇〇〇 欧州共同体及びその構成国 一、一〇、〇〇〇 トント (5) この規約の実施上、第二十条(2)の規定に従つてこの規約に加入した加盟国は、同条の規定に従つて定められる当該加盟国の最小抛出量と共に加盟国は、穀物の形態による抛出をf. o. b.によって行う。もつとも、抛出国は特に緊急事態の場合又は所得の低い食糧不足の国向けて船積みの場合において、適当なときは、f. o. b.による抛出に加えてこの規約に基づく穀物抛出の輸送費を負担するよう奨励される。この規約に基づく加盟国の義務の履行状況の検討において、このような費用の支払につき適当な言及がされる。
(6) 加盟国は、穀物の形態による抛出をf. o. b.によって行う。もつとも、抛出国は特に緊急事態の場合又は所得の低い食糧不足の国向けて船積みの場合において、適当なときは、f. o. b.による抛出に加えてこの規約に基づく穀物抛出の輸送費を負担するよう奨励される。この規約に基づく加盟国の義務の履行状況の検討において、このような費用の支払につき適当な言及がされる。
(7) 次条(b)の規定による現金抛出は、次に定めるところにより行われるものとする。
(8) 現金抛出については、可能な限り開発途上国からの穀物を買入れるために使用する。

(c) (a) 輿物の贈与
受益國のための輿物の買入れに充てられる
現金の贈与

(2) 受益國の通貨との引換えによる輿物の売渡
し。ただし、当該通貨が、振替をすることが
できず、かつ、提出加盟國が使用する通貨に
交換すること並びに当該提出加盟國が使用す
る物品及び役務の対価に充てることができな
い場合に限る(註)。

注 例外的な事情がある場合には、十パー
セントを超えない範囲でその免除が認め
られる。十ペーセントを超えないとの制
限は、十年を経過するまでの間は受益國
の通貨を振り替えることができずかつ交
換すること及び対価に充てることができ
ないことを条件として、受益國における
経済開発活動の拡大のための取引につい
ては免除する。

(d) 信用供与による輿物の売渡しであって、各
年ごとの支払が妥当な額である二十年以上の
期間にわたる年賦及び世界市場における通常
の商業的な利率を下回る利率により行われる
もの(註)

注 信用供与による売渡しに関する取極に
は、輿物の引渡し時において供与額の十
五ペーセントまでの額の代金を支払うこと
について規定することができる。

もとより、援助は、特に、後発開発途上國、一人
当たりの所得の低い國その他重大な經濟的困難に
直面している開發途上國に対する場合には、最大
限に可能な範囲で贈与の形態により行われるもの
と了解する。

第五条 拠出の方法

(1) 加盟國は、この規約に基づく自國の拠出に關
し、一又は二以上の受益國を指定することが
できる。

(2) 加盟國は、一国間援助の形式で又は政府間機
関若しくは非政府機關を通じて拠出を行うこと

(3) 加盟国は、食糧援助のうち、一層大きな部分を多数国間機関(特に「世界食糧計画」)を通じて行うことの利点に十分な考慮を払う。

第六条 小麦換算量

(1) この規約の適用上、第三条に定めるすべての抛出は、小麦換算量により評価する。その評価に当たっては、穀物産品の穀物含有量及び小麦と比較した当該抛出の商業上の価値を適宜考慮する。

(2) 米による抛出は、米と小麦の国際輸出価格の間の関係に基づく小麦換算量によって評価する。委員会は、毎年実勢国際市場価格について決定するための算量について決定するための手続規則を制定する。

(3) 第四条(b)に規定する現金抛出は、小麦の実勢国際市場価格によって評価する。委員会は、毎年の実勢国際市場価格について決定するための手続規則を制定する。

(4) 委員会は、小麦、米又は現金以外の形態により行われる抛出の小麦換算量について決定するための手続規則を制定する。

第七条 貿易及び農業生産に及ぼす影響

(2) 並びに援助に係る取引

(1) 加盟国は、この規約による援助に係るすべての取引を、生産及び商業的な国際貿易の通常の態様に有害な影響を及ぼすこと回避するようを行うことを約束する。

(2) 加盟国は、特に次のことを確保する。

(a) 国際的な食糧援助の供与が、受益国に対する農産品の商業的輸出に直接的にも間接的にも関連付けられていないこと。

(b) 資金供与による二国間の食糧援助を含む国際的な食糧援助に係る取引が、国際連合食糧農業機関の「余剰処理の原則及び協議義務」(適当な場合には通常貿易必要量の制度を含む。)に適合する方法で実施されること。

加盟国は、世界食糧計画の管理機関が承認した現行の食糧援助のための指針及び基準に従つ

(1) て適宜行動する。

(2) (1) 委員会は、定期的に検討する。

(2) 委員会は、食糧の生産量のかなりの不足その他事情のため特定の国又は地域が食糧を特別に必要としていることが明らかな場合には、その問題を検討する。委員会は、加盟国が利用可能な食糧援助の量を増加することにより事態に対処すべきであることを勧告することができる。

第九条 食糧援助委員会

(1) 千九百六十七年の国際穀物協定の食糧援助規約によって設立された食糧援助委員会は、この規約を運用するため、この規約に定める権限及び任務をもって存続する。

(2) 委員会は、この規約のすべての締約国で構成する。

(3) 委員会は、議長及び副議長各一人を任命する。

第十条 委員会の権限及び任務

(1) 委員会は、この規約に基づく義務がどのように履行されたかを常に検討する。

(2) 委員会は、この規約に基づく食糧援助措置の実施に関する情報を定期的に交換する。

(3) 委員会は、受益国から情報を受け領し及び受益国と協議することができる。

(4) 委員会は、必要に応じて報告書を発行する。

(5) 委員会は、この規約の実施のために必要な手続規則を制定する。

(6) 委員会は、この条に定める権限及び任務のほか、この規約の実施のため、必要なその他の権限を有し、かつ、必要なその他の任務を遂行する。

第十一条 所在地、会期及び定期足数

(1) 委員会の所在地は、ロンドンとする。

委員会は、少なくとも年二回、国際穀物物理事会の通常の会期の時に会合する。委員会は、また、議長が決定するその他の時期に、三の加盟

官報(号外)

国が要請するとき又はこの規約の定めるところに従つて会合する。

(3) 委員会のいかなる会合においても、委員会を構成する加盟国の三分の一の代表が出席しない。

第十二条 決定

委員会の決定は、コンセンサス方式によって行なわれる。

第十三条 オブザーバーの参加

委員会は、適当な場合には、非加盟国及び他の国際機関の代表に対し、委員会の公開の会合にオブザーバーとして出席するよう招請することができる。

第十四条 運用規定

委員会は、その必要とする事務(資料及び報告書の作成及び配布に関する事務を含む。)の遂行のため、事務局の役務を利用する。

第十五条 不履行及び紛争

この規約の解釈若しくは適用に関する紛争又はこの規約に基づく義務の不履行がある場合には、委員会は、会合して適当な措置をとる。

第三部 最終規定

第十六条 署名
第十七条 署名
国際連合事務総長は、ここに、この規約の寄託者として指名される。

この規約は、千九百九十五年五月一日から六月三十日まで、国際連合本部において、第三条(4)に掲げる国の政府による署名のために開放しておいく。

第十八条 批准、受諾又は承認

この規約は、各署名政府により、自國の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、千九百九十五年六月三十日までに寄託者に寄託する。もっとも、委員会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託しなかつた署名政府に対し、その期限について一回又は二回以上の延長を請求する。

(1) この規約は、第三条(4)に掲げる国の政府のうち、その最小拠出量の合計が同項に掲げるすべての国(政府の最小拠出量の合計の七十五パーセント以上となるものが、千九百九十五年六月三十日までに批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言書を寄託しており、かつ、千九百九十五年の穀物貿易規約が効力を有していることを条件として、千九百九十五年七月一日に効力を生ずる。

(2) この規約は、第三条(4)に掲げる国の政府のうち、その最小拠出量の合計が同項に掲げるすべての国(政府の最小拠出量の合計の七十五パーセント以上となるものが、千九百九十五年七月一日に効力を生ずる。

期を認めることができる。

第十九条 暫定的適用

署名政府は、この規約の暫定的適用宣言を寄託する政府は、自國の法令に従つて暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

第二十条 加入

(1) この規約は、第三条(4)に掲げる国の政府であつてこの規約に署名しなかつたものによる加入のため、二回以上の延期を認めることができる。

(2) この規約は、次条の規定により効力を生じた後は、委員会が適当と認める条件による第三条(4)に掲げる国以外の国の政府による加入のために開放しておく。加入書は、寄託者に寄託する。

しなかつた政府に対し、その期限について一回又は二回以上の延期を認めることができる。

又は(2)の規定により加入が認められた政府は、加入書を寄託するまでの間に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、自國の法令に従つて暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

(3) (1)の規定に基づいてこの規約に加入する政府又は(2)の規定に基づいて委員会により加入が認められた政府は、加入書を寄託するまでの間に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、自國の法令に従つて暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

(4) (1)の規定に基づいてこの規約に加入する政府又は(2)の規定に基づいて委員会により加入が認められた政府は、加入書を寄託するまでの間に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、自國の法令に従つて暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

(5) (1)の規定に基づいてこの規約に加入する政府又は(2)の規定に基づいて委員会により加入が認められた政府は、加入書を寄託するまでの間に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、自國の法令に従つて暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

(6) (1)の規定に基づいてこの規約に加入する政府又は(2)の規定に基づいて委員会により加入が認められた政府は、加入書を寄託するまでの間に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、自國の法令に従つて暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

(7) (1)の規定に基づいてこの規約に加入する政府又は(2)の規定に基づいて委員会により加入が認められた政府は、加入書を寄託するまでの間に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、自國の法令に従つて暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

(8) (1)の規定に基づいてこの規約に加入する政府又は(2)の規定に基づいて委員会により加入が認められた政府は、加入書を寄託するまでの間に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、自國の法令に従つて暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

(9) (1)の規定に基づいてこの規約に加入する政府又は(2)の規定に基づいて委員会により加入が認められた政府は、加入書を寄託するまでの間に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、自國の法令に従つて暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

(10) (1)の規定に基づいてこの規約に加入する政府又は(2)の規定に基づいて委員会により加入が認められた政府は、加入書を寄託するまでの間に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、自國の法令に従つて暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

(11) (1)の規定に基づいてこの規約に加入する政府又は(2)の規定に基づいて委員会により加入が認められた政府は、加入書を寄託するまでの間に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、自國の法令に従つて暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

(12) (1)の規定に基づいてこの規約に加入する政府又は(2)の規定に基づいて委員会により加入が認められた政府は、加入書を寄託するまでの間に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、自國の法令に従つて暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

(13) (1)の規定に基づいてこの規約に加入する政府又は(2)の規定に基づいて委員会により加入が認められた政府は、加入書を寄託するまでの間に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、自國の法令に従つて暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

(14) (1)の規定に基づいてこの規約に加入する政府又は(2)の規定に基づいて委員会により加入が認められた政府は、加入書を寄託するまでの間に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、自國の法令に従つて暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

(15) (1)の規定に基づいてこの規約に加入する政府又は(2)の規定に基づいて委員会により加入が認められた政府は、加入書を寄託するまでの間に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、自國の法令に従つて暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

(16) (1)の規定に基づいてこの規約に加入する政府又は(2)の規定に基づいて委員会により加入が認められた政府は、加入書を寄託するまでの間に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、自國の法令に従つて暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

(17) (1)の規定に基づいてこの規約に加入する政府又は(2)の規定に基づいて委員会により加入が認められた政府は、加入書を寄託するまでの間に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、自國の法令に従つて暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

(18) (1)の規定に基づいてこの規約に加入する政府又は(2)の規定に基づいて委員会により加入が認められた政府は、加入書を寄託するまでの間に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、自國の法令に従つて暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

(19) (1)の規定に基づいてこの規約に加入する政府又は(2)の規定に基づいて委員会により加入が認められた政府は、加入書を寄託するまでの間に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、自國の法令に従つて暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

(20) (1)の規定に基づいてこの規約に加入する政府又は(2)の規定に基づいて委員会により加入が認められた政府は、加入書を寄託するまでの間に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、自國の法令に従つて暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

(21) (1)の規定に基づいてこの規約に加入する政府又は(2)の規定に基づいて委員会により加入が認められた政府は、加入書を寄託するまでの間に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、自國の法令に従つて暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

(22) (1)の規定に基づいてこの規約に加入する政府又は(2)の規定に基づいて委員会により加入が認められた政府は、加入書を寄託するまでの間に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、自國の法令に従つて暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

履行しなかつたものを免除しない。当該加盟国は、同時に、自國がとった行動について委員会に通報する。

(2) この規約から脱退した加盟国は、その後委員会に通告することにより再加入することができない。ただし、この規約に再加入する加盟国は、再加入する年度から各年度のすべての義務を履行する責任を有する。

(2) この規約が(1)に定めるところにより効力を生ずることとならなかつた場合には、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した政府は、千九百九十五年の穀物貿易規約が効力を有していることを条件として、この規約が当該政府の間で効力を有することを全員一致の合意によつて決定することができる。

(2) この規約から脱退した加盟国は、その後委員会に通告することにより再加入する加盟国は、再加入する年度から各年度のすべての義務を履行する責任を有する。

(2) この規約から脱退した加盟国は、その後委員会に通告することにより再加入することができる。

この協定を締結することは、我が国の天然ゴムの輸入の安定化を図るとともに、天然ゴムの輸出国である開発途上国の経済発展に協力する上でも意義あると思われる所以、妥当な措置と認めること。

一、費用

平成七年度一般会計歳出予算(外務省所管)に、国際天然ゴム機関の運営勘定に対する分担金として一千四百八十四万円が計上されている。また、同機関の緩衝在庫勘定に対する拠出は、海外経済協力基金が行う。

千九百九十五年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件

右国会に提出する。

平成七年十月十三日

内閣総理大臣 村山 富市

注 千九百七十四年五月一日の国際連合総会決議第三千三百一号(第六回特別会期)及び第三千一百一号(第六回特別会期)

第一章 目的

第一条 目的

千九百九十五年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件

千九百九十五年の国際天然ゴム協定の締結について、日本国憲法第七十三条第二号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百九十五年の国際天然ゴム協定

前文

締約国は、

新たな国際経済秩序の確立に関する宣言及び新たな国際経済秩序の確立のための行動計画(さきを想起し、

(b) 生産者及び消費者の双方の長期的利益を損

千九百九十五年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件

と。

こうにより並びに生産者及び消費者の利益となるよう市場の長期的傾向を乱すことなく天然ゴムの価格を安定したことにより、天然ゴムの取引における安定した状態を達成すること。

(i) 天然ゴムの供給及び需要に影響を及ぼす事項に関する国際協力及び協議を促進すること並びに天然ゴムに関する研究計画、援助計画その他の計画の推進及び調整を容易にすること。

第一章 定義

第二条 定義

(c) 加盟輸出国の天然ゴムによる輸出収入の安定に寄与すること及び公正なかつ採算のとれる価格による天然ゴムの輸出量の増大により

更に、天然ゴムの価格を安定したものとすることが生産者、消費者及び天然ゴム市場にとって有益であること並びに天然ゴムに関する国際的な協定が生産者及び消費者の双方に利益をもたらすような天然ゴム産業の成長及び発展に大いに資することのできることを認識して、

次のとおり協定した。

平成七年十月十三日

内閣総理大臣 村山 富市

注 千九百七十四年五月一日の国際連合総会決議第三千三百一号(第六回特別会期)及び第三千一百一号(第六回特別会期)

第一章 目的

第一条 目的

千九百九十五年の国際天然ゴム協定(以下「この協定」という。)の目的は、国際連合貿易開発会議の採択した決議第九十三号(第四回会期)、開発のための新たなパートナーシップ(カルタヘナ約束)及び「カルタヘナ精神」に定める関連目的に照らして、特に、次のとおりとする。

(a) 天然ゴムの供給と需要との間の均衡のとれ

た拡大を達成すること、ひいては、天然ゴムの過剰又は不足から生ずる重大な困難の緩和に寄与すること。

(b) 生産者及び消費者の双方の長期的利益を損

進するよう努めることにより、天然ゴムをめぐる経済活動の効率的な発展を奨励すること。

(c) 加盟輸入国による天然ゴムの加工、販売及び流通に関して改善が行われることを容易にし、かつ、促

進するよう努めることにより、天然ゴムをめぐる経済活動の効率的な発展を奨励すること。

(d) 加盟輸入国への需要を満たすために十分な量の天然ゴムの公正かつ妥当な価格による供給を得ることに寄与すること。

(e) 天然ゴムの過剰又は不足が生じた場合において、加盟輸入国が遭遇することのある経済的困難を緩和するために実行可能な措置をとること。

(f) 天然ゴム及びその加工品につき貿易の拡大及び市場アクセスの改善に努めること。

(g) 天然ゴムに関する問題についての研究及び開発を促進することにより、天然ゴムの競争力を向上させること。

5 「加盟輸入国」とは、天然ゴムを輸入している加盟国で自国が加盟輸入国であると宣言したものをいう。ただし、加盟輸出國として認められる場合には、理事会の同意を得ることを条件とする。

6 「機関」とは、次条に規定する国際天然ゴム機関をいう。

7 「理事会」とは、第六条に規定する国際天然ゴム理事会をいう。

8 「特別多數票」とは、出席しかつ投票する加盟輸出国が投する票の三分の一以上の票及び出席しかつ投票する加盟輸入国が投する票の三分の一以上の票(それぞれ別個に計算する)をいう。ただし、出席しかつ投票する区分との加盟国の半数以上がこれらの数の票を投すこと)を条件とする。
9 「天然ゴムの輸出」とは、天然ゴムがいすれかの加盟国の関税地域から外へ出ることをいい、「天然ゴムの輸入」とは、天然ゴムがいすれかの加盟国の関税地域内に入り、かつ、当該関税地域において商取引の対象となることをいい。ただし、これらの定義の適用上、一以上の関税地域から成る加盟国については、関税地域とは、当該加盟国の関税地域の全体を意味するものとする。
10 「区分」との単純多數票とは、出席しかつ投票する加盟輸出国が投する票の過半数の票及び出席しかつ投票する加盟輸入国が投する票の過半数の票(それぞれ別個に計算する)をいう。
11 「自由利用可能通貨」とは、ドイツ・マルク、フランス・フラン、日本円、スターリング・ポンド及び合衆国ドルをいう。
12 「会計年度」とは、一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。
13 「効力発生」とは、第六十一条の規定による」の協定の暫定的又は確定的な効力発生をいう。
14 「トン」とは、メートル・トン(千キログラム)をいう。
15 「マレイシア＝シンガポール・セント」とは、実勢為替相場によるマレインシア・セントとシンガポール・セントとの平均値をいう。
16 「時間の要素を加重した各加盟国の純拠出額」とは、各加盟国の純現金拠出額を構成する各部分を当該部分が緩衝在庫に拠出されていた日数により加重したものとの合計をいう。日数の計算に当たっては、機関が提出を受領した日、払戻しが行われた日及びこの協定が終了する日は、考慮しない。
17 「最初の船積月」とは、市場において公式の価格が定められた天然ゴムのうちその価格が機関による日との市場の指標価格の算定に用いられるものが船積みされる暦月をいう。
18 「確立された商業市場」とは、ゴム貿易の団体又は取引を規制する団体が存在する天然ゴムの取引の中心で次のものを有するものをいう。(a) 違反した構成員に対する制裁を含む定款(b) 構成員が保持しなければならない資格の基準(財務に関するものを含む。)
19 (c) 法的拘束力のある書面による公式の契約(d) すべての市場参加者に対する完全なかつ拘束力のある仲裁手続
(e) 現物のゴムの日」との公式の価格を公表する出版物
第三章 組織及び運用
第一条 國際天然ゴム機関の設立、本部及び構成
1 千九百七十九年の國際天然ゴム協定によって設立された國際天然ゴム機関は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、存続する。
2 機関は、國際天然ゴム理事會、事務局長、職員及びこの協定に規定する他の内部機関によつて運営される。
3 機関の本部は、理事会が特別多數票による議決で別段の決定を行わない限り、クアラ・ランプールに置く。ただし、4の規定に従うことを条件とする。
4 機関の本部は、常に、加盟国の領域に置く。
第四条 機関の加盟国
1 加盟国の区分は、次のとおりとする。
(a) 加盟輸出国
(b) 加盟輸入国
2 理事会は、第二十四条及び第二十七条の規定を十分に考慮に入れ、1に定める加盟国の区分につき加盟国がその属する区分を変更する場合の基準を定める。この基準を満たす加盟国は、理事会が特別多數票による議決で同意することを条件として、その属する区分を変更することができる。
3 各締約国は、機関の单一の加盟国となる。
第五条 政府間機関の加盟
1 この協定において「政府」というときは、欧州共同体並びに国際協定特に商品協定の交渉、締結及び適用について責任を有するその他の政府間機関を含む。したがって、この協定において、署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入というときは、そのような政府間機関については、政府間機関による署名、批準、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入をいう。
2 1の政府間機関は、その権限内の事項に関して表决が行われる場合には、第十四条の規定により当該政府間機関の構成国に配分される票の合計に等しい数の票で投票権を使用する。この場合には、当該政府間機関の構成国は、各自の投票権行使してはならない。
投票権行使してはならない。
第四章 國際天然ゴム理事会
第六条 國際天然ゴム理事会の構成
1 機関の最高機関は、國際天然ゴム理事会となり、理事会は、機関のすべての加盟国で構成する。
2 加盟国は、理事会において一人の代表により代表されるものとし、また、理事会の会合に出席する代表代理及び顧問を指名することができ
3 機関の本部は、理事会が特別多數票による議決で別段の決定を行わない限り、クアラ・ランプールに置く。ただし、4の規定に従うことを条件とする。
4 機関の本部は、常に、加盟国の領域に置く。
第五条 機関の加盟国
1 加盟国の区分は、次のとおりとする。
(a) 加盟輸出国
(b) 加盟輸入国
2 加盟国は、理事会において一人の代表により代表されるものとし、また、理事会の会合に出席する代表代理及び顧問を指名することができ
3 一人の代表代理は、代表が不在である間又は特別な場合において代表に代わって行動し及び投票する権限を与えられる。
第七条 理事会の権限及び任務
1 理事会は、この協定の実施のために必要なすべての権限を使用し及びその実施のために必要なすべての任務を遂行し又はこれらの任務の遂行のための措置をとる。ただし、理事会は、この協定の範囲外のいかなる義務を負つ権限も有しない。また、加盟国が理事会に対しこのようない特権を使用する権限を与えられる。
2 理事会は、第三十条に特に定める場合を除くほか、天然ゴムのいかなる取引契約も締結してはならない。理事会は、契約を締結する権能がある場合のほか、資金を借り入れる権能を有せず、また、第三十条に特に定める場合を除くほか、天然ゴムのいかなる取引契約も締結してはならない。理事会は、契約を締結する権能を行使するに当たり、契約を締結する他方の当事者に対し、書面による通告を行うことによりこれを確保する。もつとも、同条4の規定が書面により通告されない場合であっても、当該契約は、無効とならず、また、加盟国の債務の限定が放棄されたとはみなされない。

官 報 (号外)

2 理事会は、特別多数票による議決で、この協定の実施のために必要であり、かつ、この協定に適合する規則を採択する。規則には、理事会の手続規則、第十八条に規定する委員会の手続規則、緩衝在庫の管理及び運用に関する規則並びに機関の会計及び職員に関する規則を含む。

3 理事会は、その手続規則において、特定の問題について会合することなく決定を行うための手続きを定めることができる。

3-2 の規定の適用上、理事会は、この協定の効力発生の後の最初の会期において、千九百八十七年の国際天然ゴム協定の下で定められた規則を検討し、適当と認める修正を行った上で採扱する。採扱されるまでの間、千九百八十七年の国際天然ゴム協定の下で定められた規則が適用される。

4 理事会は、この協定に基づく任務の遂行に必要な記録を保管する。

5 理事会は、機関の活動に関する年次報告及び理事会は、機関の活動に関する年次報告及び理事会は、この協定に基づく任務の遂行に必要な記録を保管する。

第八条 権限の委任

1 理事会は、各年にわたり、議長及び副議長各一人を選出する。

2 議長及び副議長のいずれか一方は加盟輸出国の代表のうちから、他方は加盟輸入国の代表のうちから選出される。これらの職は、両区分の加盟国に毎年交互に振り当てる。ただし、例外的な事態において理事会が特別多数票による議決で決定する場合には、議長若しくは副議長又はその双方の再選を妨げるものではない。

3 議長が一時に欠けた場合には、副議長が議長の職を代行する。議長及び副議長の双方が一時に欠けた場合又は議長及び副議長の一方若しくは双方がその任期中に欠けたことになった場合には、理事会は、加盟輸出国又は加盟輸入国の中のうち該当する区分に属する加盟国の代表のうちから、必要に応じて一時に又は定期により委員会に対しても討議及び決定を行なうことができる。

2 理事会は、特別多数票による議決で、1の規定により委員会に対しても討議及び決定を行なうことができる。

第九条 他の機関との協力

1 理事会は、国際連合、その諸機関及び専門機関並びに他の適当な政府間機関との協議又は協力のため、すべての適当な措置をとることができる。

2 理事会は、また、適当な国際的な非政府機関との連絡を維持するための措置をとることができる。

第十条 オブザーバーの参加

理事会は、非加盟国の政府又は前条に規定する設置される委員会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請することができる。

第十一条 議長及び副議長

1 理事会は、各年にわたり、議長及び副議長各一人を選出する。

2 事務局長、事務局次長及び緩衝在庫管理官の任用の条件は、理事会が定める。

3 事務局長は、機関の首席の管理職員であるものとし、この協定及び理事会の決定に従つてこの協定を運用し及び実施することにつき、理事会に対して責任を負う。

4 事務局次長は、常に、事務局長に対して責任を負う。事務局次長は、何らかの理由により事務局長がその任務を遂行することができない場合又は事務局長の職が一時的に空席となつた場合には、事務局長として行動する。この場合には、事務局長がその任務を遂行することができない場合は、この協定を運用し及び実施することにつき、理事会に対して直接に責任を負う。事務局次長は、この協定に關係するすべての事項に関する権限を委任することができる。

第十二条 事務局長、事務局次長、緩衝在庫管理官その他の職員

1 理事会は、原則として、半年に一回、通常会期として会合する。

2 理事会は、この協定に明示的に定める事態に際し会合するほか、その決定するとき又は次のいずれかのものによる要請があるときは、特別会期として会合する。

(a) 理事会の議長

(b) 事務局長

4 議長及び理事会の会合において議長の職を行っているその他の役員は、その会合において投票権を行使することができない。もとより、これらの者が代表する加盟国の投票権については、第六条3又は第十五条の2及び3の規定に従つて行使することができる。

第十三条 会期

1 理事会は、原則として、半年に一回、通常会期として会合する。

2 理事会は、この協定に明示的に定める事態に際し会合するほか、その決定するとき又は次のいずれかのものによる要請があるときは、特別会期として会合する。

(a) 理事会の議長

5 緩衝在庫管理官は、この協定により与えられる任務及び理事会が決定するその他の任務につき、事務局長及び理事会に対して責任を負う。緩衝在庫管理官は、緩衝在庫の日々の運用について責任を負うものとし、また、この協定の目的を達成する上で事務局長が緩衝在庫の効果的

官報(号外)

(c) 加盟輸出國の過半数の国	(d) 加盟輸入國の過半数の国
(e) 二百票以上の票を有する一又は二以上の加盟輸出國	(f) 一百票以上の票を有する一又は二以上の加盟輸入國
3 理事会は、特別多數票による議決で別段の決定を行わない限り、機関の本部において会合する。加盟國の招請により理事会が機関の本部以外の場所において会合する場合には、当該加盟國は、理事会が負うこととなる追加の費用を負担する。	4 会期の通知及び会期における議題については、事務局長が、理事会の議長と協議の上少なくとも三十日前に加盟國に送付する。ただし、緊急な場合には、会期の通知は、少なくとも十日前に送付する。
5 票数は、一未満の端数を伴つてはならない。	6 理事会は、この協定の効力発生の後の最初の会期において、当該年について票を配分する。その配分は、7に定める場合を除くほか、次の年の最初の通常会期まで有効なものとする。その後の各年については、理事会は、当該各年の最初の通常会期の始めに票を配分する。その配分は、7に定める場合を除くほか、当該各年の次年の最初の通常会期まで有効なものとする。

第十四条 票の配分

- 1 加盟輸出國は總体として千票を有し、加盟輸入國は總体として千票を有する。
- 2 いづれの加盟輸出國も、千票のうちから一の基本票を与えられる。ただし、天然ゴムの年間配分が行われる暦年の六暦年前からの五暦年間ににおける各加盟輸出國の天然ゴムの純輸出量にできる限り比例するように、各加盟輸出國に配分する。
- 3 加盟輸入國の票は、票の配分が行われる暦年の四暦年前からの三暦年間ににおける各加盟輸入國の天然ゴムの純輸入量の平均にできる限り比例するように、各加盟輸入國に配分する。もつ

とも、加盟輸入國の天然ゴムの純輸入量の比率が一票を与えるには十分でない場合であつても、当該加盟輸入國に対し一票を与える。

4 第二十七条の2及び3の規定、加盟輸入國の拠出に関する規定の適用上、理事会は、その最初の会期において、加盟輸出國の純輸出量に関する表及び加盟輸入國の純輸入量に関する表を作成するものとし、その後は、この条の規定に従つて毎年これらの表を修正する。

- (c) 加盟輸出國の過半数の国
- (d) 加盟輸入國の過半数の国
- (e) 二百票以上の票を有する一又は二以上の加盟輸出國
- (f) 一百票以上の票を有する一又は二以上の加盟輸入國

3 理事会は、特別多數票による議決で別段の決定を行わない限り、機関の本部において会合する。加盟國の招請により理事会が機関の本部以外の場所において会合する場合には、当該加盟國は、理事会が負うこととなる追加の費用を負担する。

4 会期の通知及び会期における議題については、事務局長が、理事会の議長と協議の上少なくとも三十日前に加盟國に送付する。ただし、緊急な場合には、会期の通知は、少なくとも十日前に送付する。

5 票数は、一未満の端数を伴つてはならない。

6 理事会は、この協定の効力発生の後の最初の会期において、当該年について票を配分する。その配分は、7に定める場合を除くほか、次の年の最初の通常会期まで有効なものとする。その後の各年については、理事会は、当該各年の最初の通常会期の始めに票を配分する。その配分は、7に定める場合を除くほか、当該各年の次年の最初の通常会期まで有効なものとする。

7 機関の加盟國の構成に変動がある場合又は加盟國の投票権がこの協定に定めるところにより停止され若しくは回復される場合には、理事会は、この条の規定により、影響を受ける加盟國の区分内での票を再配分する。

8 第六十五条の規定に基づく加盟國の除名又は

1 理事会の会合においては、加盟輸出國の過半数の国であつて加盟輸出國の総票数の三分の二以上を有するものが出席していなければならない。

2 理事会の会合の日として予定された日及びその翌日において1に定める定足数が得られない場合には、三日目以降の会合においては、加盟輸出國の過半数の国であつて加盟輸出國の総票数の過半数を有するもの及び加盟輸出國の過半数の国であつて加盟輸入國の総票数の過半数を有するものが出席していなければならない。

9 第六十四条若しくは第六十三条の規定による加盟國の脱退の結果加盟國のいづれかの区分における残余の加盟國の貿易比率の合計が八十八パーセント未満に減少する場合には、理事会は、会合するものとし、特に残余の加盟國に不当な

財政上の負担を生じさせることなく緩衝在庫の

効果的な運用を維持することの必要性の有無を含め、この協定に定める条件及びこの協定の将來について決定を行う。

10 第十五条 投票手続

1 加盟國は、自國が理事会において有するすべての票を投げる権利を有するが、この権利を使用するに当たつて票を分割してはならない。

2 加盟輸出國は他の加盟輸出國に対し、また、加盟輸入國は他の加盟輸入國に対し、理事会の議長に対する書面による通告により、理事会の会期又は会合において自國の利益を代表し及び自國の投票権を行使することを委託することができる。

3 他の加盟國からその票の投票を委託された加盟國は、その委託の範囲内で票を投げる。

4 加盟國は、棄権したときは、投票しなかったものとみなされる。加盟國は、出席したが投票しなかつたときは、棄権したものとみなされる。

5 第十六条 定足数

1 千九百七十九年の國際天然ゴム協定によつて設置された次の委員会は、存続する。

1 (a) 運営に関する委員会

2 (b) 緩衝在庫の運用に関する委員会

3 (c) 統計に関する委員会

4 (d) 他の措置に関する委員会

5 (e) 前条2の規定に基づいて代表される加盟國は、出席しているものとみなされる。

6 第十七条 決定

1 理事会のすべての決定及び勧告は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、区分」としての票を投げる権利を有するが、この権利を使用するに当たつて票を分割してはならない。

2 加盟國の票が第十五条の規定により理事会の会合において投じられた場合には、当該加盟國は、1の規定の適用上、出席しかつ投票したものがとみなされる。

3 第十八条 委員会の設置

1 千九百七十九年の國際天然ゴム協定によつて設置された次の委員会は、存続する。

1 (a) 運営に関する委員会

2 (b) 緩衝在庫の運用に関する委員会

3 (c) 統計に関する委員会

4 (d) 他の措置に関する委員会

5 (e) 前条2の規定に基づいて代表される加盟國は、出席しているものとみなされる。

6 第十九条 専門家協議会

1 理事会は、加盟輸出國及び加盟輸入國のゴム産業及びゴムの取引の専門家で構成する協議会を設置することができる。

2 1の協議会が設置された場合には、当該協議会は、特に緩衝在庫の運用及び第四十二条に規定する他の措置に関する理事会及び委員会に助言及び援助を与えることができる。

3 1の協議会の構成、任務及び運営規則は、理事会が決定する。

第五章 特権及び免除

第二十条 特権及び免除

1 機関は、法人格を有する。機関は、特に、第48条4の規定の範囲内で、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴え提起する能力を有する。

2 機関並びに事務局長、事務局次長、緩衝在庫管理官その他の職員及び専門家並びに加盟国の代表団の地位、特権及び免除については、千九百八十七年六月十日に署名された接受政府と機

関との間の本部協定が、この協定の適正な実施のために当該本部協定の改正が必要である場合にはその改正を行った上で、引き続き適用される。

3 機関の本部が他の国に移転する場合には、当該他の国の政府は、理事会が承認する本部協定を機関との間でできる限り早期に締結する。

4 機関は、3の規定に基づいて本部協定が締結されるまでの間、機関がその被用者に支払う報酬及び機関の資産、収入その他の財産に対する課税を接受政府の国に反しない範囲内で免除するよう接受政府に要請する。

5 機関は、また、この協定を適正に機能させるために必要な特権及び免除に関する取扱いであつて理事会が承認するものを一又は二以上の政府

6 本部協定は、この協定とは別個のものとする。もつとも、本部協定は、次のいずれかの場合終了する。

(a) 接受政府と機関との間で合意する場合
(b) 機関の本部が接受政府の国から移転する場

合

第六章 勘定及び会計検査

第二十一条 勘定

1 この協定の実施及び運用のため、次の二の勘定を置く。

(a) 緩衝在庫勘定

2 緩衝在庫の創設、運用及び維持に係る次の収入及び支出は、緩衝在庫勘定に記帳する。

第三十七条の規定に基づく加盟国からの拠出、緩衝在庫の売却による収入及び緩衝在庫の取得に係る支出、緩衝在庫勘定の預託に係る利子並びに購入の委託、売却の委託、保管、輸送、取扱い、維持、入替え及び保険に係る費用

もつとも、理事会は、特別多數票による議決で、緩衝在庫の取引又は運用に係るその他の種類の収入又は支出を緩衝在庫勘定に記帳することができる。

3 この協定の実施に係る他の収入及び支出は、運営勘定に記帳する。この支出については、原則として、第二十四条の規定に従つて決定される加盟国の分担金をもつて支弁する。

4 機関は、理事会又は第十八条の規定により設置される委員会に出席する代表団又はオブザーバーの経費を負担する義務を負わない。

第二十二条 支払の形式
運営勘定及び緩衝在庫勘定に対する支払については、自由利用可能通貨により又は主要な外國為替市場において自由利用可能通貨に交換することができる通貨により行うものとし、外國為替上の制限を課してはならない。

第二十三条 会計検査

1 理事会は、会計年度ごとに、帳簿の会計検査のため、会計検査専門家を指名する。

2 1の会計検査専門家が独立した立場から会計検査を行った運営勘定の決算書は、各会計年度の終了後できる限り早期に、遅くとも四箇月以内に、加盟国が入手することができるようにする。

3 この協定の効力発生の後に加盟国となる政府の運営予算に係る最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票数及び加盟国となる日から当該会計年度の末日までの期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、他の加盟国の当該会計年度における分担金の額は、変更しない。

4 国の票数は、いずれかの加盟国の投票権の停止及びその結果行われる票の再配分を考慮するこ

となく算定する。

5 この協定の効力発生の後に加盟国となる政府の運営予算に係る最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票数及び加盟国となる日から当該会計年度の末日までの期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、他の加盟国の当該会計年度における分担金の額は、変更しない。

6 国の票数は、いずれかの加盟国の投票権の停止及びその結果行われる票の再配分を考慮するこ

となく算定する。

第二十五条 運営予算に係る分担金の支払

1 最初の運営予算に係る分担金の支払の義務は、理事会がその最初の会期において決定する日に生ずる。その後の運営予算に係る分担金は、各会計年度の二月二十八日までに支払を行う。

2 この協定の効力発生の後に加盟国となる政府の最初の分担金(その額は、前条3の規定に従つて決定される。(の当該会計年度についての支払の義務は、当該政府が加盟国となる日の後六十日で生ずる。

3 この協定の効力発生の後の最初の会期において、その効力発生の日から最初の会計年度の末日までの期間についての運営予算を承認するものとし、その後は、各会計年度の下半期において、次の会計年度の運営予算を承認する。理事会は、2の規定に従い、運営予算に係る各加盟国の分担金の額を決定する。

4 各会計年度の運営予算に係る各加盟国の分担金の額は、当該会計年度の運営予算の承認される時点におけるすべての加盟国の票数の合計に対する各加盟国の票数の割合に比例するものと

する。理事会は、2の規定に従い、運営予算に係る各加盟国の分担金の額を決定する。

5 加盟国が1の規定により分担金の支払の義務が生じた後二箇月以内に運営予算に係る分担金の全額を支払わない場合には、事務局長は、当該加盟国に対しできる限り速やかに支払うよう要請する。事務局長の要請の後二箇月以内に当該加盟国がその分担金を支払わない場合には、該加盟国における当該加盟国の投票権は、理事会が別段の決定を行わない限り、停止される。事務局長の要請の後四箇月以内に当該加盟国がなむその分担金を支払わない場合には、この協定に基づく当該加盟国すべての権利は、理事会が

特別多數票による議決で別段の決定を行わない限り、理事会により停止される。

3 理事会は、支払が遅れた分担金につき、当該

分担金の支払の義務が生じた日以後についての
接受国におけるプライム・レートにより算定し

た損害金を徴収する。加盟国が、自國の国内法に
令を理由として、1の規定によって運営予算に
係る分担金の支払の義務が生ずる日までに支払
うことができる場合には、理事会は、当該加
盟国の要請により、当該会計年度の二月三十一
日以前についての損害金の徴収をしないことが
できる。

加盟国は、2の規定によって権利を停止された場合においても、引き続き、特に、分担金を支払い、かつ、この協定に基づくその他の資金上の義務を履行する責任を負う。

第二十六章 線術在庫

この協定の目的を達成するため、国際的な緩衝在庫を設置する。緩衝在庫の総量は、千九百八十七年の国際天然ゴム協定において保有するすべての在庫を含め最大で五十五万トンとする。緩衝在庫は、価格を安定させるために市場に介入するまでのこの協定における唯一の手段とするものとし、次の緩衝在庫で構成する。

(b) (a)
四十万トンの通常用緩衝在庫
十五万トンの緊急用緩衝在庫

加盟国は、前条の規定に基づいて設置される五十五万トンの国際的な緩衝在庫の総費用を負担することを約束する。千九百八十七年の国際天然ゴム協定の加盟国であつてこの協定の加盟

緩衝在庫の規模

(a) 純輸入量の総計に対する自国の純輸入量の比率が〇・〇五ペーセントを超える一ペーセント以下である場合には、当該加盟輸入国は、当該比率自体に基づいて算定した額を拠出する。

書Bに示す世界貿易における当該加盟国の百分率を基礎として算定する当該加盟国の総拠出額の百二十五パーセントを超えてはならない。

盟国が有する現金の持分を移転することによって行う。

(b) 純輸入量の総計に対する自国の純輸入量の比率が〇・〇五パーセント以下である場合に、は、当該加盟輸入国は、〇・〇五パーセントの比率に基づいて算定した額を拠出する。

第六十一条の2又は4(b)の規定に基づいてこの協定が暫定的に効力を有している間については、緩衝在庫勘定に対する各加盟輸出国及び各加盟輸入国への拠出義務に係る限度額は、加盟輸出国の区分及び加盟輸入国の区分にそれぞれ割り当てられる二十七万五千トンに対するそれぞ

による加盟国の拠出をもって支弁する。この額は、適當な場合には、加盟国の適當な機関が支払うことができる。

五十五万トンの国際的な緩衝在庫の総費用は、緩衝在庫勘定から支払う。総費用とは、五十五万トンの国際的な緩衝在庫の取得及び運用に係るすべての費用をいう。附屬書Cの費用の見積額によっては緩衝在庫の取得及び運用に係る総費用を完全に支弁することができない場合には、理事会は、会合するものとし、総費用を

3 2の拠出が要請された場合には、加盟国は、
拠出の要請の通告があった日から六十日以内に
支払を行う。もつとも、理事会において「二百億
を有する一又は二以上の加盟国が要請する場合」
には、理事会は、特別会期として会合するもの
とし、その後四箇月の間における緩衝在庫の運
用のための資金の必要性についての評価に基づ
き、当該拠出の要請を修正すること又は承認し
ないことができる。理事会が決定を行うことが
要請する」とがである。

ム協定の下の緩衝在庫勘定について有する持分は、当該加盟国の同意に基づき、千九百八十七年の国際天然ゴム協定第四十条³に定める手続に従い、この協定の下の緩衝在庫勘定に引き継がれる。

加盟輸入国についての百分率(第十四条4の規定により理事会が作成する表に掲げる)に対応する票数を基礎として算定する拠出額を超えるものであつてはならない。この協定が暫定的に効力を有している場合における加盟国の資金上

率に従つて行うよう要請するために必要な措置をとる。

第二十八条 緩衝在庫勘定に対する拠出の支払

第一十八条 緩衝在

の支那

う要請するためには、必要な措置を講じるにあたっては、本の上を運営するの上に、支払の緩衝在庫勘定に対する拠出

1 緩衝在庫勘定に対する当初拠出は、現金によつて行われるものとし、その額は、七千万ドル相当とする。当初拠出は、緩衝在庫の運用のための予備運転資金となるものであり、前条3の規定を考慮しつつ、各加盟国の票数の百分率に従つてすべての加盟国に割り当てるものとし、この協定の効力発生の後の理事会の最初の会期の後六十日以内に支払を行う。この1の規定に従つて支払われる加盟国の当初拠出の全部又は一部は、該當加盟国の同意に基づき、一千九百八十七年の国際貿易開拓委員会規約によつて行はれるものとする。

然ゴム協定の下の緩衝在庫勘定について当該加盟国が有する現金の持分を移転することによつて行う。

3 要請することができる。
2の拠出が要請された場合には、加盟国は、
拠出の要請の通告があった日から六十日以内に
支払を行ふ。もつとも、理事会において二百萬
を有する一又は二以上の加盟国が要請する場合
には、理事会は、特別会期として会合するもの
とし、その後四箇月の間における緩衝在庫の運
用のための資金の必要性についての評価に基づ
き、当該拠出の要請を修正すること又は承認し
ないことができる。理事会が決定を行うことが

(d) 下方介入義務価格	(e) 上方介入義務価格	(f) 下方指示価格	(g) 上方指示価格
できなかつた場合には、加盟国は、事務局長の通告に従つて拠出を行つ。	通常用緩衝在庫及び緊急用緩衝在庫のため必要請される拠出の額は、当該拠出が要請された時点において有効な下方介入義務価格を用いて算定する。	4 通常用緩衝在庫及び緊急用緩衝在庫の運用を算定する。	5 緊急用緩衝在庫に対する拠出の要請に関しては、次の措置をとる。
(a) 理事会は、緩衝在庫に係る純購入量又は純売却量が三十万トンに達した場合に第三十一条の規定に従つて行う基準価格の検討に際しては、緊急用緩衝在庫の運用を迅速に開始するに必要なすべての資金上の措置及び他の措置をとるものとし、必要なときは、拠出の要請を行う。	(b) 理事会は、第二十三条の規定により特別多数票による議決で緊急用緩衝在庫の運用を開始することを決定する場合には、次のことを確認する。	(c) 上方介入価格若しくは下方介入価格に等しい場合又はこれらの価格の間の価格である場合は、緩衝在庫管理官は、上方介入義務価格を守るために天然ゴムを売却することができる。	6 この協定の効力発生の日における下方指示価格及び上方指示価格は、一キログラム当たりそれを五百五十七マレイシア＝シンガポール・セント及び二百七十マレイシア＝シンガポール・セントとする。
(c) (b) 下方介入価格	在庫の運用を開始することが必要とされており、かつ、その開始のための準備が十分に整つてゐること。	7 緩衝在庫の運用を容易にするため、確立されたゴム市場のある場所に及び承認された倉庫の置かれる場所に、必要に応じ、支部及び緩衝在庫管理官の事務所を設置する。	7 緩衝在庫管理官は、緩衝在庫の取引及び緩衝在庫勘定の資金状況に関する月例の報告書を作成する。月例報告書については、各月の末日から三十日後に加盟国が入手することができるようにする。
上方介入価格	1 緩衝在庫の運用のため、次の価格を設定する。	8 理事会は、緩衝在庫の運用を容易にするための間の価格であつて理事会が定めるもの	8 理事会が2の規定に従つて特別多数票による議決で決定を行わない限り、緩衝在庫管理官は、市場の指標価格が下方指示価格を一キログラム当たり二マレイシア＝シンガポール・セント下回っている場合には、緩衝在庫管理官は、上方介入義務価格を守るように緊急用緩衝在庫の運用を開始し上方指示価格を守る。
(a) 基準価格	(a) 上方介入義務価格に等しい場合はこれを上回っている場合には、緩衝在庫管理官は、市場の指標価格が上方介入義務価格を下回るに至る時まで天然ゴムを売りに出すことにより上方介入義務価格を守る。	9 緩衝在庫の運用を容易にするための間の価格であつて理事会が定めるもの	9 緩衝在庫の運用を容易にするための間の価格であつて理事会が定めるもの
(b) 下方介入価格	(b) 上方介入価格	10 緩衝在庫の運用を容易にするための間の価格であつて理事会が定めるもの	10 緩衝在庫の運用を容易にするための間の価格であつて理事会が定めるもの
(c) 上方介入価格			

緩衝在庫の取引に関する情報には、緩衝在庫のすべての運用(在庫の入替えを含む。)に関する量、価格、品種、等級及び市場に関する情報を含める。緩衝在庫勘定の資金状況に関する情報には、預託に係る利率及び条件並びに使用通貨に関する情報並びに第二十二条に規定する事項についての他の関連情報を含める。

第三十二条 価格帯の検討及び改定

A 基準価格

(a) 基準価格の検討及び改定については、2に定める緩衝在庫の純変動量が生じた後に行われるものを含め、市場の傾向に基づいて行う。緩衝在庫管理官は、この協定の効力発生の後の理事会の最初の会期の直前において、その後は十二箇月ごとに、先立つ六箇月の間の日ごとの市場の指標価格の平均を計算し、これを上方介入価格及び下方介入価格と比較する。その計算については、理事会の会期の直前に行うものとし、当該計算を行った日は、基準価格の最初の検討の場合を除くほか、少なくとも三箇月前に確定するものとする。

(b) 六箇月の間の日ごとの市場の指標価格の平均が上方介入価格若しくは下方介入価格に等しい場合又はこれらの価格の間にある場合には、基準価格は、改定してはならない。

六箇月の間の日ごとの市場の指標価格の平均が下方介入価格を下回っている場合には、基準価格は、その五パーセントに相当する価額を減じた価格に自動的に改定される。改定後の基準価格は、当該計算が行われた日の翌日に効力を生ずる。理事会は、通常、改定後の基準価格が効力を生ずる日に会合し、そ

第三十一条 価格帯の検討及び改定

A
基準価格

1 基準価格の検討及び改定については、2に定める緩衝在庫の純変動量が生じた後に行われるものを含め、市場の傾向に基づいて行う。緩衝在庫管理官は、この協定の効力発生の後の理事会の最初の会期の直前において、その後は十二箇月ごとに、先立つ六箇月の間の日ごとの市場の指標価格の平均を計算し、これを上方介入価格及び下方介入価格と比較する。その計算については、理事会の会期の直前に行うものとして、当該計算を行う日は、基準価格の最初の検討の場合を除くほか、少なくとも三箇月前に確定するものとする。

Digitized by srujanika@gmail.com

(c) 六箇月の間の日ごとの市場の指標価格の平均が上方介入価格を上回っている場合には、基準価格は、その五パーセントに相当する価額を加えた価格に自動的に改定される。改定後の基準価格は、当該計算が行われた日の翌日に効力を生ずる。理事会は、通常、改定後日の基準価格が効力を生ずる日に会合し、その改定に注意を払う。理事会は、改定前の基準価格を検討し、特別多数票による議決で、当該基準価格を五パーセントより高い百分率により上方に調整することを決定することができる。

(d) もっとも、この協定の効力発生の後の理事会の最初の通常会期においては、(b)又は(c)の規定による自動的な改定は、四パーセントとする。

(e) 基準価格及び六箇月の間の日ごとの市場の指標価格については、比較のため、小数点以下二位まで計算する。

事務局長は、理事会の最近の通常会期の後における緩衝在庫の純変動量が十万トンに達する場合には、事態についての評価を行うため特別会期として理事会の会合を招集する。理事会は、特別多数票による議決で、次の措置を含む適切な措置をとることを決定することができる。

3 (b) 緩衝在庫の購入又は売却の速度の変更
(c) 基準価格の改定

3 (a) 千九百八十七年の国際天然ゴム協定第三十二条の規定により行われた基準価格の最後の改定、(b)この3の規定により行われた基準価格の最後の改定又は(c)2の規定により行われた基準価格の最後の改定のうちの最近の改定の後ににおける緩衝在庫の純購入量又は純売却量が三十万トンに達した場合には、その時点における基準価格は、その三パーセントに相当する価額を当該基準価格から減じた価格又は当該基準価格に加えた価格に改定する。ただし、理事会が特別多数票による議決で基準価格を三パーセントより高い百分率により引き下げ又は引き上げることを決定する場合は、この限りでない。

4 第二十九条4の規定にかかわらず、上方介入義務価格又は下方介入義務価格については、基準価格の改定により、それぞれ上方指示価格を上回り又は下方指示価格を下回るものとしてはならない。

5 1及び3の規定にかかわらず、基準価格の改定については、上方介入価格又は下方介入価格及びそれぞれ前条3の規定によって緊急用緩衝在庫の運用を開始する水準を上回り又は下回るものとしてはならない。

6 B 指示価格

7 理事会は、このBに定める検討に当たり、特別多数票による議決で、下方指示価格及び上方指示価格を改定することができる。

このこととの関連において、理事会は、天然ゴ

ムの価格、消費、供給、生産費及び在庫の傾向、緩衝在庫勘定の資金状況を考慮に入れる。

8 下方指示価格及び上方指示価格は、次に定めることによつて検討する。

(a) 最初の検討は、千九百八十七年の国際天然ゴム協定第三十一条7(a)の規定による最後の検討の二十四箇月後に又は、この協定が千九百九十六年五月一日後に効力を生ずる場合には、この協定による理事会の最初の会期において行う。その後の検討は、二十四箇月ごとに行う。

(b) 例外的な事態においては、検討は、理事会において二百票以上の票を有する一又は二以上の加盟国の要請がある場合に行う。

(c) 基準価格につき、(1)下方指示価格の最後の改定の後若しくは千九百八十七年の国際天然ゴム協定の効力発生の後下方に、又は(2)上方指示価格の最後の改定の後若しくは同協定の効力発生の後上方に、3の規定による三パーセント以上の改定及び1の規定による五パーセント以上の改定が行われる場合又は1、2若しくは3の規定による合計八・一五パーセント以上の改定が行われる場合に検討を行ふ。ただし、基準価格の最後の改定の後六十日の間における日との市場の指標価格の平均が下方介入価格を下回っていること又は上方介入価格を上回っていることを条件とする。

9 6から8までの規定にかかわらず、この条の規定に基づく価格帯の検討に先立つ六箇月の間ににおける日との市場の指標価格の平均が基準

平成七年十月二十五日 参議院会議録第七号 千九百九十五年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件

一一一

価格を下回っている場合には、下方指示価格及び上方指示価格のいずれについても、上方への改定は、行つてはならない。同様に、この条の規定に基づく価格帯の検討に先立つ六箇月の間における日ごとの市場の指標価格の平均が基準価格を上回っている場合には、下方指示価格及び上方指示価格のいずれについても、下方への改定は、行つてはならない。

第三十二条 市場の指標価格

1 日ごとの市場の指標価格を設定する。日ごとの市場の指標価格は、クララ・ランプール、ロンドン、ニューヨーク及びシンガポールの各市場並びに他の確立された商業市場であつて理事会が決定するものにおける理事会の定める日ごとの公式の価格を複合したもの、すなわち、天然ゴムの市場を反映したものとするようこれららの価格を加重平均したものとする。日ごとの市場の指標価格は、当時は、RSS一号、RSS三号及びTSR二十番の価格を基礎として算定するものとし、それぞれについての加重値は、二対三対五の割合とする。すべての価格は、マレーシア・シンガポール通貨によるマレーシア港=シンガポール港本船渡し価格に換算する。

2 理事会は、品種・等級の構成及び加重値、日ごとの市場の指標価格の計算方法並びに市場の数を検討するものとし、また、特別多數票による議決で、日ごとの市場の指標価格を天然ゴムの市場を反映したものとすることを確保するためこれらを変更することができる。理事会は、他の確立された商業市場が天然ゴムの国際価格に影響を及ぼすとみなす場合には、特別多

数票による議決で、日ごとの市場の指標価格の算定に当たつて当該市場を追加することを決定することができる。

3 日ごとの市場の指標価格の最近の五市場日ににおける平均がこの協定に規定する価格を上回っている場合、これに等しい場合には、市場の指標価格は、それぞれ当該この協定に規定する価格を上回っている場合には、市場の指標価格は、それとみなす。

第二十三条 緩衝在庫の構成

1 理事会は、この協定の効力発生の後の最初の会期において、次の(a)及び(b)の基準に従い、緩衝在庫に用いるくん煙シート(RSS)及び技術的格付ゴム(TSR)の国際的に認められた標準的な品種・等級を指定する。

(a) 緩衝在庫に用いることが認められる最低の品種・等級は、RSS三号及びTSR二十番とする。

(b) 指定される品種・等級は、(a)の規定により認められるすべての品種・等級で前曆年の天然ゴムの貿易量の少なくとも二ペーセントに相当する量を占めているものとする。

2 緩衝在庫の構成が市況の変化、安定化の達成というこの協定の目的及び緩衝在庫の品質を商業上の見地から高い水準に維持する必要性を反映したものとすることを確保するために必要な議決で、日ごとの市場の指標価格を天然ゴムの市場を反映したものとすることを確保するためこれらを変更することができる。

3 緩衝在庫管理官は、安定化というこの協定の目的を推進するとともに、緩衝在庫の構成について天然ゴムの輸出又は輸入の構成を正確に反映したものとするようあらゆる努力を払う。

4 緩衝在庫の品質の維持には、特別多數票による議決で、緩衝在庫の置かれている場所について定期的に検討するものとし、商業上の見地から経済的かつ効率的な運用を確保することができるよう、特別多數票による議決で、緩衝在庫管理官に対し緩衝在庫の置かれている

会期に当たつて当該市場を追加することを決定することができる。

4 理事会は、価格を安定させるために必要な場合に、特別多數票による議決で、緩衝在庫管理官に対し緩衝在庫の構成を変更するよう指示することができる。

1 緩衝在庫は、商業上の見地から経済的かつ効率的な運用を確保することのできる場所に置く。この原則に従い、緩衝在庫は、理事会が特別多數票による議決で別段の決定を行わない限り、加盟輸出国及び加盟輸入国の双方の領域に置く。緩衝在庫のゴムの配置については、費用の最小化を図るとともに安定化の達成といふの協定の目的に適合したものとする。

2 緩衝在庫は、その品質を商業上の見地から高い水準に維持するため、千九百八十七年の国際天然ゴム協定の理事会が定め又はこの協定の理事会が改定する基準に基づいて承認される倉庫にのみ保管する。

3 この協定の効力発生の後、理事会は、倉庫の一覧表及び倉庫の使用に必要な措置を確定し及び承認する。理事会は、必要な場合には、千九百八十七年の国際天然ゴム協定の理事会が承認した倉庫の一覧表及び同理事会が定めた基準を検討し、これらを適宜維持し又は改定することができる。

2 事務局長は、理事会が会期中でない場合において、第三十条の規定にかかるわらず、理事会は、その会期中ににおいて、同条の規定に基づく緩衝在庫管理官の義務の履行によってはこの協定の目的が達成されないと認めるときは、特別多數票による議決で、緩衝在庫の運用を制限し又は停止することができる。

3 事務局長は、2の規定に基づき緩衝在庫の運用を制限し又は停止することを決定した後直ちに、その決定を検討するための理事会の会期を招集する。理事会は、第十三条4の規定にかかるわらず、その制限又は停止の日の後十日以内に会合するものとし、特別多數票による議決で、その制限又は停止を追認し又は解除する。理事

会が当該会期において何らの決定も行うことのできない場合には、緩衝在庫の運用は、この条の規定に基づいて課された制限なしに再開する。

4 理事会は、この条の規定に基づき決定された緩衝在庫の運用の制限又は停止が効力を有している間は、三箇月を超えない間隔でその決定を検討する。その検討を行うための会期において、理事会が特別多數票による議決で、制限若しくは停止の継続を追認しない場合には、何らの決定も行うことができない場合には、緩衝在庫の運用は、制限なしに再開する。

第三十七条 緩衝在庫勘定に対する拠出に係る制裁

1 加盟国が緩衝在庫勘定に対する拠出の義務をその支払期限の日までに履行しない場合には、当該加盟国は、支払が延滞しているものとする。六十日以上支払が延滞している加盟国は、2に規定する事項に関する投票においては、加盟国でないみなされる。

2 1に規定する六十日以上支払が延滞している加盟国の理事会における投票権その他の権利は、理事会が特別多數票による議決で別段の決定を行わない限り、停止される。

3 支払が延滞している加盟国は、支払期限の日からの接受国におけるプライム・レートによる利子を負担する。他の加盟輸入国及び加盟輸出国による延滞額の補填は、自発的に行われるものとする。

4 加盟国の拠出の不足が支払の要請の後六十日の間における為替相場の変動のみによって生じた場合には、当該加盟国は、支払が延滞してい

ないものとする。この場合には、不足額についての利子を課されない。もっとも、当該加盟国は、拠出の支払の後六十日以内に当該不足額を支払うべきである。

5 六十日以上支払が延滞していた加盟国の投票権その他の権利は、当該加盟国が延滞に係る債務を履行したと理事会が認める場合には、回復する。他の加盟国が延滞額を補填していた場合には、当該他の加盟国は、完全に返済を受けれる。

第三十八条 緩衝在庫勘定に対する拠出の調整

1 理事会は、各会計年度の最初の通常会期における票の再配分に当たり又は機関の加盟国に変更がある場合にはその都度、この条の規定により、各加盟国が緩衝在庫勘定に対する行つた拠出について必要な調整を行う。このため、事務局長は、次の額を算定する。

(a) 各加盟国の純現金拠出額。この額は、この協定の効力発生の後各加盟国が支払ったすべての拠出の合計額から2の規定により各加盟国に返還された額を減ずることによって算定する。

2 1に規定する六十日以上支払が延滞している加盟国の理事会における投票権その他の権利は、理事会が特別多數票による議決で別段の決定を行わない限り、停止される。

3 支払が延滞している加盟国は、支払期限の日からの接受国におけるプライム・レートによる利子を負担する。他の加盟輸入国及び加盟輸出

会における延滞額の補填は、自発的に行われるものとする。

(c) 各加盟国の改定純拠出額。この額は、第十四条の規定により改定された各加盟国の理事会における票数の比率に基づき及び第二十七条の規定に従い、総計純拠出要請額を加盟国に配分することによって算定する。もっとと

ないものとする。この場合には、不足額についての利子を課されない。もっとも、当該加盟国は、拠出の支払の後六十日以内に当該不足額を支払うべきである。

加盟国の純現金拠出額がその改定純拠出額を超える場合には、当該加盟国は、緩衝在庫勘定から差額(ただし、未払の延滞損害金を減じた額)を返還する。加盟国の改定純拠出額がその純現金拠出額を超える場合には、当該加盟国は、緩衝在庫勘定に差額(ただし、未払の延滞損害金をえた額)を支払う。

加盟国の純現金拠出額がその改定純拠出額を超える場合には、当該加盟国は、緩衝在庫勘定から差額(ただし、未払の延滞損害金を減じた額)を返還する。加盟国による支払又は加盟国に対する返還は、事務局長による通告は、緩衝在庫勘定における現金の額が加盟国の純現金拠出額を超える場合には、この余剰資金は、この協定の終了の際に分配される。

2 理事会は、第二十八条の2及び3の規定に考慮を払った上でその後四箇月の間における緩衝在庫の運用のために必要な資金の額を超える現金による純拠出額が存在すると決定する場合には、この超過額から同条の当初拠出の額を減じた額を返還する。ただし、理事会が、特別多數票による議決で、返還をしないと又はこれよりも少ない額を返還すると決定する場合は、この限りでない。返還額についての各加盟国の取り扱いは、各加盟国の純現金拠出額に比例して算定した額から未払の延滞損害金を減じた額とする。支払が延滞している加盟国の拠出に係る債務は、返還額の総計純現金拠出額に対する率に比例して減ぜられる。

3 加盟国が要請する場合には、当該加盟国が受けける権利を有する返還額は、緩衝在庫勘定に保留在することができる。加盟国が自國に対する返還額を緩衝在庫勘定に保留することを要請する場合には、当該返還額は、第二十八条の規定に従い、より将来要請される拠出の額から控除される。

4 事務局長は、1及び2の規定により調整が行われた結果必要となつた支払又は返還につき、直ちに加盟国に通告する。加盟国による支払又は加盟国に対する返還は、事務局長による通告の日から六十日以内に行う。

5 緩衝在庫勘定における現金の額が加盟国の純現金拠出額を超える場合には、この余剰資金は、この協定の終了の際に分配される。

第三十九条 緩衝在庫及び為替相場の変動

1 マレイシア・リンギット・シンガポール・ドルと天然ゴムの主要な輸出国又は輸入国である加盟国の通貨との間の為替相場の変動により緩衝在庫の運用に著しい影響が生ずる場合には、事務局長は、第三十六条の規定により特別会期として理事会の会合を招集するものとし、また、加盟国は、第十三条の規定に基づき特別会期として会合を開催するよう要請することができる。理事会は、第三十六条の規定に基づき、

10日以内に会合し、事務局長がとつた措置を追認し又は解除するものとし、また、第三十一条の第一段及び同条の前段の原則に従い、特別多數票による議決で、適当な措置(価格帯の改定を含む。)をとることを決定することができる。

2 理事会は、特別多數票による議決で、理事会の適時の招集を確保することのみを目的として、1の為替相場が著しく変動したと決定する。

返還額は、当該返還額の通常の払戻期限の日から実際に払戻しが行われる日の前日までの間、緩衝在庫勘定の資金に対して得られる平均金利で利子を生ずる。

平成七年十月二十五日 参議院会議録第七号

十九百九十五年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求める件

ための方針を定める。

3 マレイシア・リンクットとシンガポール・ドルとの間の為替相場上の乖離により緩衝在庫の運用に著しい影響が生ずる場合には、理事会は、状況を検討するために会合するものとし、単一の通貨の採用につき検討することができる。

第四十条 緩衝在庫勘定の清算手続

1 緩衝在庫管理官は、この協定の終了の際に、この条の規定に従い緩衝在庫勘定の資産を清算するため又は当該資産を天然ゴムに関する新たな国際協定の下に移転させるための費用の総額を見積るものとし、当該総額に相当する額を別個の勘定に保有しておく。緩衝在庫勘定の残高が当該費用を支弁するために十分でない場合には、緩衝在庫管理官は、必要な追加額を調達するために十分な量の天然ゴムを緩衝在庫から売却する。

2 各加盟国が緩衝在庫勘定について有する持分は、次の方針により算定する。

(a) 緩衝在庫の価額は、緩衝在庫に保有されている天然ゴムの総量の価額とする。この価額は、品種・等級別の天然ゴムの量に、第三十二条に規定する各市場における品種・等級別の天然ゴムの時価のうちこの協定の終了の日に先立つ三十市場日中の最低値であるものを乗じた価額を合計して算定する。

(b) 緩衝在庫勘定の価額は、緩衝在庫の価額による新設の終了の日における緩衝在庫勘定の現金資産の額を加えた価額からこの規定によって保有される額を減じた価額とする。

(c) 各加盟国の純現金拠出額は、この協定の

効期間中各加盟国が行つた拠出の合計額から第三十八条の規定により返還された額の合計額を減じた額とする。この場合において、第三十七条の規定に従つて支払われた延滞損害金は、緩衝在庫勘定に対する拠出に含まれない。

(d) 緩衝在庫勘定の価額が総計純現金拠出額を上回る場合又は下回る場合には、余剰分はこの協定に定義する時間の要素を加重した各加盟国の純拠出額に比例して各加盟国に分配し、不足分は各加盟国が加盟国であった期間に有した票数の平均に比例して各加盟国に割り当てる。各加盟国が負担すべき不足分の額の決定に当たつては、各加盟国の票数は、いずれかの加盟国の投票権の停止及びその結果行われる票の再配分を考慮することなく算定する。

(e) 各加盟国が緩衝在庫勘定について有する持分は、各加盟国の純現金拠出額につき、(d)に規定する緩衝在庫勘定の不足分又は余剰分のうち各加盟国に割り当てられた額を減じた額又は各加盟国に分配された額を加えた額として、未払の延滞損害金がある加盟国の場合には、更にその額を減じた額とする。

3 この協定が緩衝在庫に関する規定を有する天然ゴムに関する新たな国際協定に置き替えられることなく終了する場合には、理事会は、特別多数票による議決で、第六十七条の規定する期間内において次に定めるところに従つて行われる緩衝在庫の秩序立った処分を規律する手続を採択する。

4 この協定が緩衝在庫に関する規定を有する天然ゴムに関する新たな国際協定に置き替えられることなく終了する場合には、理事会は、特別多数票による議決で、第六十七条の規定する期間内において次に定めるところに従つて行われる緩衝在庫の秩序立った処分を規律する手続を採択する。

5 緩衝在庫勘定の残余の現金は、2の規定により算定される各加盟国との持分に比例してそれぞれの加盟国に直ちに分配する。ただし、6の規定に基づきいずれかの加盟国が天然ゴムを受け取ることを選択する場合は、この限りでない。

6 加盟国は、理事会が採択する手続に従い、自分が緩衝在庫勘定の資産について有する持分に

つき、その全部又は一部を現金により受け取ることに代えて天然ゴムを受け取ることを選択することができる。

7 理事会は、加盟国が緩衝在庫勘定について有する持分に係る調整及び支払のための適切な手続を採択する。当該調整に当たつては、次の事項を考慮する。

(a) 緩衝在庫勘定に対する総計純現金拠出額に占める当該加盟国の純現金拠出額の百分率に従い、三箇月以内に、利用可能な現金から支払を受ける。

(b) 秩序立った元却によって又は天然ゴムに関する新たな国際協定の下への時価による移転によって緩衝在庫を処分することにより得られる純収益から支払を受ける。その処分については、十一箇月以内に完了しなければならない。ただし、理事会が特別多数票による議決で(a)の規定に基づく支払の額を増加する」とを決定する場合は、この限りでない。

(c) 緩衝在庫勘定の価格と緩衝在庫の一部又は全部が緩衝在庫の処分に関する手続に従つて売却される価格との乖離

(d) 清算の費用の見積額と実際の額との相違

(e) 理事会は、会合の後三十日以内に加盟国についての最終的な会計上の決済を終了させるため、緩衝在庫勘定に係る最後の取引の後三十日以内に会合する。

第九章 一次商品のための共通基金との関係

第四十一条 一次商品のための共通基金との関係

1 機関は、一次商品のための共通基金の制度を十分に利用する。

2 指定された国際商品団体としての機関は、一

3 次商品のための共通基金の第一勘定を通じて資金を供与される事業の実施に関し、個々の加盟国その他の主体が与える義務を含む

いかなる資金上の義務も負わない。機関は、当該事業に関する加盟国又は主体による借り入れ又は貸付けから生ずる債務について責任を負うものではなく、また、他のいずれの加盟国も、そのような債務について機関の加盟国であるという理由により責任を負うものではない。

官報(号外)

第十章 供給、市場アクセス及び他の措置

第四十二条 供給及び市場アクセス

1 加盟輸出国は、消費者に天然ゴムが継続的に供給されることを維持する政策及び計画を可能な限り追求することを約束する。

2 加盟輸入国は、天然ゴムにつき自国の市場へのアクセスを維持する政策を可能な限り追求することを約束する。

第四十三条 他の措置

1 この協定の目的を達成するため、理事会は、次のことを促進することを目標とする適当な措置及び方法を選定し及び提案する。

(a) 天然ゴムを生産する加盟国が生産、生産性及び販売の増大及び改善を通じて天然ゴムをめぐる経済活動を発展させること、ひいては、天然ゴムを生産する加盟国の輸出収入を増加させ、同時に、供給の信頼性を向上させること。このため、他の措置に関する委員会は、次のものを選定するために経済的及び技術的分析を行う。

(i) 加盟輸出国及び加盟輸入国の利益となる天然ゴムの研究及び開発に関する計画及び事業(特定の分野における科学的研究に関するものも含む)。

(ii) 天然ゴム産業の生産性を向上させるための計画及び事業

(iii) 供給される天然ゴムの品質向上させるための並びに天然ゴムの品質に関する規格及び天然ゴムの形態の統一を達成するための方法及び手段

(iv) 生の天然ゴムの加工、販売及び流通を改善するための方法

(b) 天然ゴムの最終用途を開拓すること。このため、他の措置に関する委員会は、天然ゴムの需要の拡大及び新たな用途をもたらす計画及び事業を選定するための適当な経済的及び技術的分析を行う。

1 理事会は、1に規定する措置及び方法に係る資金の所要額について検討するものとし、適当な場合には、十分な資金が国際金融機関、一次產品のための共通基金の第一勘定その他の資金源から提供されることを促進し、かつ、容易にするよう努める。

2 理事会は、1に規定する措置及び方法に係る資金の所要額について検討するものとし、適当な場合には、十分な資金が国際金融機関、一次產品のための共通基金の第一勘定その他の資金源から提供されることを促進し、取りまとめ及び、必要な技術的分析を行う。

第十一章 統計、研究及び情報

第四十五条 統計及び情報

1 理事会は、天然ゴム及びその関連分野につき、この協定を十分に機能させるために必要な統計上の情報を収集し、取りまとめ及び、必要な場合には、公表する。

2 加盟国は、理事会に対し、天然ゴムの生産、消費及び貿易に関する品種・等級別の入手可能な資料を速やかにかつ最大限に可能な範囲で提供する。

3 理事会は、また、この協定を十分に機能させるために必要な他の入手可能な情報(関連分野についての情報を含む)を提供するよう加盟国に要請することができる。

4 加盟国は、自国の国内法に適合する範囲で可能な最大限度まで、かつ、自國にとって最も適当な方法により、1から3までに規定する統計及び情報を妥当な期間内に提供する。

5 理事会は、天然ゴムの生産、消費、在庫、貿易及び価格並びに天然ゴムの需要及び供給に影響を及ぼす他の要素に関する最新の信頼し得る資料の入手に資するため、適当な国際機関(國際ゴム研究会を含む)及び商品取引所と緊密な関係を確立する。

6 理事会は、天然ゴム又はその関連製品を生産し、加工し又は販売する個人又は会社の営業上の秘密を喪失すこととなるいかなる情報も公表されないことを確保するよう努める。

7 理事会は、年次評価、予測及び研究に関する状況を改善するよう並びに天然ゴムの発展及び近代化を促進するため、当該経済活動に係るいかなる行動もとつてはならない。

関連分野に関する年次評価を作成する。

第四十七条 年次検討

1 理事会は、また、少なくとも半年に一回、その後六箇月の間の天然ゴムの生産、消費、輸出及び輸入の予測を可能な場合には品種・等級別に行う。理事会は、この予測を加盟国に通報する。

2 理事会は、天然ゴムの生産、消費、貿易、販売及び価格の傾向に関する研究並びに世界の天然ゴムをめぐる経済活動の短期及び長期の問題に関する研究を行い、又はこれらの研究を行うために適当な措置をする。

3 理事会は、天然ゴムの生産、消費、貿易、販売及び価格の傾向に関する研究並びに世界の天然ゴムをめぐる経済活動の短期及び長期の問題に関する研究を行い、又はこれらの研究を行うために適当な措置をする。

4 理事会は、毎年、この協定の精神と適合しているか及びこの協定の目的を推進しているかを含め、この協定の実施について検討する。理事会は、検討の後、この協定の機能の改善のための方針及び手段について加盟国に勧告を行ふことができる。

第四十八条 加盟国の一般的義務及び債務

1 加盟国は、この協定の有効期間中、この協定の目的の達成を促進するために最善の努力を払はなければならぬ。この協定の目的に反するいかなる行動もとつてはならない。

2 加盟国は、特に、生産者及び消費者の双方の利益となるように天然ゴムをめぐる経済活動の発展及び近代化を促進するため、当該経済活動に係るいかなる行動もとつてはならない。

3 加盟国は、この協定に基づく理事会のすべての決定を拘束力があるものとして受け入れるものとする。

第十二章 雜則

第四十九条 加盟国的一般的義務及び債務

1 加盟国は、この協定の有効期間中、この協定の目的の達成を促進するために最善の努力を払はなければならぬ。この協定の目的に反するいかなる行動もとつてはならない。

2 加盟国は、特に、生産者及び消費者の双方の利益となるように天然ゴムをめぐる経済活動の発展及び近代化を促進するため、当該経済活動に係るいかなる行動もとつてはならない。

第五十条 第二回定期会議

1 理事会は、加盟国が要請する場合には、天然ゴムの供給又は需要に直接に影響を及ぼす天然ゴムに関するいづれの政府の政策についても協議する。

2 理事会は、加盟国の検討に供するため、理事会の勧告を加盟国に送付することができる。

平成七年十一月二十五日 参議院会議録第七号

千九百九十五年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件

のとし、これらの決定を制限する効果又はこれらの決定に反する効果を有することとなる措置をとらない。

4 この協定の実施によって生ずる加盟国の債務（機関に対するものであるか第三者に対するものであるかを問わない）は、第七章及び第八章の規定に従って行われる運営勘定に対する分担金の支払及び緩衝在庫の費用の負担に係る加盟国（義務並びに第四十一条の規定により理事会が負うことができる義務の範囲に限定される）。

第四十九条 貿易に対する障害

1 理事会は、第四十六条に規定する世界の天然ゴムの状況に関する年次評価により、生の、半加工をした又は変性加工をした天然ゴムの貿易の拡大に対する障害となっているものを明らかにする。

2 理事会は、この条の目的を達成するため、加盟国に対し、貿易に対する障害を漸進的に除去し及び可能な場合には撤廃するため相互に受け入れ可能かつ実際的な措置を適当な国際的な場において探求するよう勧告することができる。理事会は、勧告によりもたらされた結果を定期的に検討する。

第五十条 天然ゴムの輸送及び天然ゴム市場の構造

理事会は、市場に対する規則的な供給を確保し及び市場に供給された產品に係る費用を軽減するため、合理的かつ公平な運賃の実現及び輸送体制の改善を奨励し、かつ、促進すべきである。

第五十一条 特別の救済措置

開発途上加盟輸入国及び後発開発途上加盟国は、この協定の下でとられた措置により自國の利

益が著しく害される場合には、理事会に対し、適當な特別の救済措置をとるよう申請する。理事会は、国際連合貿易開発会議決議第九十二号（第四回会期）Ⅲの3及び4に定めるところに従って適當な特別の救済措置をとることを検討する。

第五十二条 義務の免除

1 理事会は、この協定に明示的に定められていない例外的な若しくは緊急の事態又は不可抗力のためこの協定に基づく加盟国（義務を免除する必要がある場合において、当該義務の履行が不可能であることに関する当該加盟国（説明に満足するときは、特別多數票による議決で、当該義務を免除することができる。

2 理事会は、1の規定に基づく加盟国（義務の免除に当たって、義務の免除の条件、期間及び理由を明示する。

第五十三条 公正な労働基準

加盟国は、自國の天然ゴム部門における労働者の生活水準を向上させる目的とした労働基準を維持するよう努力することを宣言する。

第五十四条 環境上の側面

加盟国は、千九百九十二年に開催された国際連合貿易開発会議第八回会期及び国際連合環境開発会議における合意に従って環境上の側面に妥当な注意を払うよう努力する。

第十四章 苦情及び紛争

第五十五条 苦情

1 いづれかの加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかった旨の苦情は、これを申し立てる加盟国（要請により理事会に付託されるものとし、理事会は、関係加盟国とあらかじめ協議を

した後、苦情に係る事案についての決定を行うことができる。

2 加盟国がこの協定に基づく義務に違反している旨の理事会の決定については、その違反の性質を明示して行つ。

3 理事会は、苦情の申立てによるかよらないかを問わず、加盟国がこの協定に違反していると認定する場合には、この協定の他の条に明示的に規定する他の措置の適用を妨げることなく、特別多數票による議決で、次の措置をとることとする。

(i) 加盟輸出國が指名する二人の者。これら

の者のうちの一人は当該係争中の問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての学識経験を有する者とする。

(ii) 加盟輸入國が指名する一人の者。これら

の者は、それぞれ(i)に定める要件を満たす者とする。

(iii) 及び(iv)の規定によって指名される四人の者が一致して委員長として選定する者（意見が一致しない場合には、理事会の議長が委員長として選定する者）

(iv) 諮問委員会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いづれの政府からも指示を受けることなく行動する。

(b) 加盟国及び非加盟国（国民は、諮問委員会の構成員となる資格を有する）

(c) 諮問委員会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いづれの政府からも指示を受けることなく行動する。

(d) 諮問委員会の費用は、機関が負担する。

4 諮問委員会の意見及びその理由は、理事会に提出されるものとし、理事会は、関連のあるすべての情報を検討した後、特別多數票による議決で、当該紛争について決定を行つ。

第十五章 最終規定

第五十七条 署名

この協定は、千九百九十五年四月二日から十二月二十八日まで、国際連合本部において、千九百

九十四年の国際連合天然ゴム会議に招請された政府による署名のために開放しておく。

第五十八条 寄託者

国際連合事務総長は、ここに、この協定の寄託者として指名される。

第五十九条 批准、受諾及び承認

1 この協定は、署名政府により、それぞれの憲法上の手続又は組織の手続に従って批准され、受諾され又は承認されなければならない。

2 批准書、受諾書又は承認書は、千九百九十七年一月一日までに寄託する。もとより理事会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託することができなかつた署名政府に對し、寄託の期限の延期を認めることができる。

3 批准書、受諾書又は承認書を寄託する各政府は、寄託の際に、自國が加盟輸出國又は加盟輸入国のいずれであるかを宣言する。

第六十条 暫定的適用の通告

1 この協定を批准し、受諾し若しくは承認する意思を有する署名政府又は加入のための条件が理事会によって定められているが加入書を寄託することができない政府は、この協定が次条の規定に従つて効力を生ずる日から又は、この協定が既に効力を生じている場合には、当該政府の特定する日から暫定的にこの協定を完全に適用する旨をいつでも寄託者に通告することができる。

2 1の規定にかかわらず、いずれの政府も、この協定を自國の憲法上又は立法上の手続による制限及び自國の国内法令による制限の範囲内においてのみ適用する旨を暫定的適用の通告書に

明記することができる。もとより、当該政府は、この協定に対するすべての資金上の義務を履行する。このような暫定的適用の通告を行つた政府は、理事会が前条2の規定に基づいて別段の決定を行わぬ限り、この協定の暫定的効力発生から十二箇月を経過した後においては暫定的な加盟国としての資格を失つ。

1 この協定は、附屬書Aに掲げるところにより純輸出量の総計の八十パーセント以上の純輸出量を有する国の政府及び附屬書Bに掲げるところにより純輸入量の総計の八十パーセント以上の純輸入量を有する国の政府が、千九百九十五年十二月二十九日までに又はその後のいずれかの日までに、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託し又はこの協定に係る資金上の約束を完全に引き受けた場合には、同年十一月二十九日又は当該その後のいずれかの日に確定的に効力を生ずる。

2 この協定は、附屬書Aに掲げるところにより純輸出量の総計の七十五パーセント以上の純輸出量を有する国の政府及び附屬書Bに掲げるところにより純輸入量の総計の七十五パーセント以上の純輸入量を有する国の政府が、千九百九十五年十二月二十九日までに又はその後千九百九十七年一月一日前のいずれかの日までに、批准書、受諾書若しくは承認書を寄託し又は前条1の規定によりこの協定を暫定的に適用し、この協定に係る資金上の約束を完全に引き受けた場合には、千九百九十五年十一月二十九日又は当該千九百九十七年一月一日前のいずれかの日に暫定的に効力を生ずる。

3 この場合において、この協定は、1の規定に基づいて確定的に効力を生ずる場合には、理事会が4の規定に基づいて別段の決定を行う場合を除くほか、十二箇月の期間暫定的に効力を有する。

4 この協定は、この協定の効力発生の後批准基づいて千九百九十七年一月一日までに暫定的に効力を生じなかつた場合には、その後の実行可能と認める最も早い時に、批准書、受諾書若しくは承認書を寄託し又はこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告した政府による会合を招集する。その会合は、この協定の全部又は一部をこれらの政府の間で暫定的又は確定的に発効させるために必要な措置をとるべきかどうかにつき、これらの政府に対し勧告を行うことを目的とする。国際連合事務総長は、その会合において結論が得られなかつた場合において、適当と認めるときは、そのような会合を再び招集することができる。

5 この協定は、すべての国の政府による加入のために開放しておく。加入は、理事会が定める条件に基づいて行う。当該条件は、特に、加入書の寄託の期限、票数及び資金上の義務について定める。もとより、理事会は、この条件に定める期限までに加入書を寄託することができなかつた政府に対し、期限の延期を認めることができる。

6 機関の事務局長は、この協定の効力発生の後できる限り早期に、理事会の最初の会期として会合を招集する。

第六十二条 加入

1 この協定は、すべての国の政府による加入のために開放しておく。加入は、理事会が定める条件に基づいて行う。当該条件は、特に、加入書の寄託の期限、票数及び資金上の義務について定める。もとより、理事会は、この条件に定める期限までに加入書を寄託することができなかつた政府に対し、期限の延期を認めることができる。

2 加入は、寄託者に加入書を寄託することによって行う。加入書には、当該政府が理事会の定めるすべての条件を受け入れる旨を明記する。

第六十三条 改正

1 理事会は、特別多數票による議決で、加盟国に対しこの協定の改正を勧告することができる。

2 理事会は、加盟国が寄託者に対して改正の受諾を通告した場合には、千九百九十五年十一月二十九日又は当該千九百九十七年一月一日前のいずれかの日に暫定的に効力を生ずる。

(c) この協定について再交渉をすること。

理事会が何らの決定も行わなかつた場合には、この協定は、この十二箇月の期間が経過した後に終了する。理事会は、この4の規定によって行った決定を寄託者に通報する。

以上を有するもの及び加盟輸入国の三分の一以上の国であつて加盟輸入国の総票数の八十五パーセント以上を有するものから受諾の通告を寄託者が受領した後九十日で、効力を生ずる。

4 改正が効力を生ずるための要件が満たされた旨を寄託者が理事会に通報した後は、理事会が定める期限に関する2の規定にかかわらず、加盟国は、寄託者に対し改正の受諾を通告することができる。ただし、通告が改正の効力発生前に行われることを条件とする。

5 加盟国は、改正が効力を生ずる日までに改正の受諾を通告しなかった場合には、同日に締約国でなくなる。ただし、憲法上の手続又は組織の手続を完了することが困難であるため改正の効力発生の日までに受諾することができなかつた旨の当該加盟国の申立てを理事会が認め、かつ、当該加盟国のために改正の受諾の期限を延期することを理事会が決定する場合は、この限りでない。この場合において、当該加盟国は、改正の受諾を通告する時まで改正に拘束されない。

6 改正が効力を生ずるための要件が2の規定に基づいて理事会が定めた期限までに満たされなかつた場合には、改正の勧告は、撤回されたものとみなす。

第六十四条 脱退

1 加盟国は、寄託者に対して脱退の通告を行つことにより、この協定の効力発生の後いつでも、この協定から脱退することができる。脱退の通告を行つた加盟国は、同時に、その旨を理事会に通報する。

2 脱退の通告を行つた加盟国は、寄託者がその通告を受領した後一年で、この協定の締約国で

なくなる。

第六十五条 除名

理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務に違反しており、かつ、その違反がこの協定の実施を著しく妨げていると決定する場合には、特別多数票による議決で、当該加盟国をこの協定から除名することができます。理事会は、その旨を寄託者に直ちに通告する。当該加盟国は、理事会の決定の日の後一年で、この協定の締約国でなくなる。

第六十六条 脱退する加盟国、除名される加盟国又は改正を受諾することができる加盟国又は改正を受諾しない加盟国

1 理事会は、この条の規定に従い、次の理由に会計上の決済よりこの協定の締約国でなくなる加盟国についての会計上の決済を行う。

- 第六十三条の規定によるこの協定の改正を受諾しないこと。
- 第六十四条の規定に基づきこの協定から脱退すること。

(c) 前条の規定に基づきこの協定から除名されること。

2 理事会は、この協定の締約国でなくなる加盟国が運営勘定に支払った分担金の返戻しを行わない。

- 前条の規定に基づきこの協定から除名され
- 理事会は、この協定の締約国でなくなる加盟国が運営勘定に支払った分担金の返戻しを行わ

の効力発生から一年が経過した後に行つ。

(b) 脱退する加盟国に対する返還は、当該加盟国がこの協定の締約国でなくなる日の後六十日以内に行う。もとより、その脱退の結果、理事会が次条5の規定に基づき当該返還に先立つてこの協定を終了させることを決定する場合には、第四十条及び次条6の規定を適用する。

(c) 除名される加盟国に対する返還は、当該加盟国がこの協定の締約国でなくなる日の後六十日以内に行う。

4 緩衝在庫勘定の運用を告ることなしには又は返還に要する資金を調達するために加盟国からの追加の提出を要請することなしには3の(a)、(b)又は(c)の規定による緩衝在庫勘定からの現金の支払を行うことができない場合には、当該支払は、緩衝在庫に保有されている天然ゴムのうち必要な量の天然ゴムを上方介入価格以上

の価格で売却することができる時まで延期する。この4の規定に基づいて支払が延期される旨を理事会が脱退する加盟国に対し第六十四条に定める一年の期間の満了前に通報する場合において、当該加盟国が希望するときは、脱退の意思の通告と實際の脱退との間の一年の期間は、理事会が当該加盟国との持分の支払が六十日以内に行われる旨の通報を行う時まで延長される。

5 この条の規定により妥当な返還を受けた加盟国は、機関の清算によって得られる収益につき

持分を有する権利を有しない。当該加盟国は、また、返還が行われた後に機関が被るいかなる損失についても責任を有しない。

6 理事会は、この協定の終了の後も、第四十条の規定に従い、かつ、特別多数票による議決によって理事会が行う決定に従い機関の清算(会計上の決済を含む)及び資産の処分を行うため、三年を超えない期間存続するものとし、この期間中、これらを行うために必要な権限及び任務を有する。

7 理事会は、この条の規定に基づいて行った決定を寄託者に通報する。

第六十七条 有効期間、延長及び終了

1 この協定は、効力発生の後四年間効力を有す

る。ただし、3の規定に基づいてその有効期間が延長される場合又は4若しくは5の規定に基づいて終了する場合は、この限りでない。

2 理事会は、1に規定する四年の期間の満了前に、特別多数票による議決で、この協定について再交渉をすることを決定することができる。

3 理事会は、特別多数票による議決で、この協定の有効期間を1に規定する四年の期間の満了の日から通算して一年を超えない期間延長することができる。

4 この協定の改正是、改訂を受けることにより締約国でなくなる加盟国に対する返還は、改訂

が延長される場合又は4若しくは5の規定に基づいて終了する場合は、この限りでない。

5 この協定の改正是、改訂を受けることにより締約国でなくなる加盟国に対する返還は、改訂

が延長される場合又は4若しくは5の規定に基づいて終了する場合は、この限りでない。

6 この協定の改正是、改訂を受けることにより締約国でなくなる加盟国に対する返還は、改訂

が延長される場合又は4若しくは5の規定に基づいて終了する場合は、この限りでない。

7 この協定の改正是、改訂を受けることにより締約国でなくなる加盟国に対する返還は、改訂

が延長される場合又は4若しくは5の規定に基づいて終了する場合は、この限りでない。

官 報 (号外)

て、それぞれ明記する旨にこの協定に署名した。
千九百九十五年二月十七日にジュネーヴで、ひ
としく正文であるアラビア語、中国語、英語、フ
ランス語、ロシア語及びスペイン語によりこの協
定を作成した。

附属書A 第六十一条の規定の適用上算定
された純輸出量の総計に対する

各輸出国の純輸出量の百分率

ポリヴィア	百分率(注)
カメルーン	○・〇四〇
象牙海岸	○・八六七
インドネシア	一・七六四
マレーシア	三一・一〇八
ナイジエリア	一七・九七一
シンガポール	二・九四六
スリ・ランカ	二・〇九六
タイ	三三・二〇八
合 計	一〇〇・〇〇〇
注 これらの百分率は、千九百八十九年から 千九百九十三年までの五年間における天然 ゴムの純輸出量の総計に対する百分率であ る。	

附属書B 第六十一条の規定の適用上算定
された純輸入量の総計に対する

各輸入国及び輸入国群の純輸入
量の百分率

アルゼンティン	百分率(注)
	○・九四三

平成七年十月二十五日 参議院会議録第七号 千九百九十五年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件 通信・放送機構法の一部を改正する法律案

中国	八・八四三
コロンビア	○・七〇〇
キューバ	○・〇四三
朝鮮民主主義人民共和国	○・一九五
欧州共同体	一六・九六八
オーストリア	○・七・三
ベルギー＝ルクセンブルグ	一・五三五
デンマーク	○・〇六七
フィンランド	○・二二一
フランス	○・二二一
ドイツ	六・四三七
ギリシャ	○・二七六
アイルランド	○・二一四
イタリア	三・七五四
オランダ	○・三一
ポルトガル	○・二三九
スペイン	三・三九七
スウェーデン	○・二九二
連合王国	三・九二三
インド	○・四五〇
日本国	二二・六九四
レバノン	○・〇〇三
モロッコ	○・一二三七
ノールウェー	○・〇一二
パキスタン	○・七一五
大韓民国	八・八三〇
ロシア連邦	一・一四九
スロヴァキア	○・三三四
スイス	○・〇五九
アメリカ合衆国	一八・八一五
合 計	一〇〇・〇〇〇

注 これらの百分率は、千九百九十一年から
千九百九十三年までの三年間ににおける天然
ゴムの純輸入量の総計に対する百分率であ
る。

附属書C 千九百九十四年の国際運合天然
ゴム会議の議長が見積もった緩
衡在庫の費用

千九百八十二年から千九百八十七年三月まで行 われた約三十六万トンの緩衡在庫の取得及び運用 に要した費用並びに千九百九十年から千九百九 四年十一月まで行われた二十二万五千トンの緩衡在 庫の取得及び運用に要した費用を基礎として、五 十五万トンの緩衡在庫の取得及び運用に要する費 用は、五十五万トンに下方介入義務価格を乗じた 額にその額の三十パーセントに相当する額を加え ることによって、算定することができる。
通信・放送機構法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し た。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成七年十月十九日
參議院議長 斎藤 十朗殿
衆議院議長 土井たか子

一、費用
本法施行に要する経費として、平成七年度一
般会計補正予算(第2号)に通信・放送機構に對
する出資金として七十五億八千万円が計上され
ている。

放送技術の向上を図るため、通信・放送機構の
業務に高度通信・放送研究開発を行うための基
盤的な施設を整備してこれを研究開発を行う者
の共用に供する業務を追加しようとするもので
あり、おむね妥当な措置と認める。

通信・放送機構法の一部を改正する法律案
通信・放送機構法の一部を改正する法律案
第五条第三項中「及び第六号」を「第五号及び
第七号」に、「同項第五号」を「同項第六号」に改
め

第二十八条第一項中第八号を第九号とし、第五
号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の
次に次の一号を加える。

五 特定研究開発基盤施設を整備してこれを高
度通信・放送研究開発を行う者の共用に供す
ること。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、電気通信分野における研究開発
のための施設を一層充実することにより通信・
放送機構法の一部を改正する法律案

第十八条第二項中「前項第八号」を「前項第九号」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成七年十月二十日

労働委員長 足立 良平

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の厳しい雇用失業情勢にかんがみ、労働力を確保するために中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を一層促進するため、個別の中小企業者が高度な人材の確保に係る改善計画を作成することができる」とすれどもに、雇用保険法の雇用安定事業及び能力開発事業としての助成及び援助等の措置を講ずる等所要の改正を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成七年度一般会計補正予算(第2号)(通商産業省所管)に約

一億八千万円、平成七年度特別会計補正予算(特第2号)の労働保険特別会計の雇用勘定に約八十七億一千二百万円がそれぞれ計上されている。

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成七年十月十九日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 斎藤 十朗殿

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案

の計画」に改め、同条第一項中「改善計画」を「前項に規定する改善事業についての計画(以下「改善計画」という。)」に改める。

第五条第一項中「ところ」の下に「又は中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)」を加え、同条第一項中「構成員」の下に「若しくは認定中小企業者」を加える。

第七条の見出し中「雇用福祉事業」を「雇用安定事業等」に改め、同条中「第六十四条」を「第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条」に改め、同条第一号を次のように改める。

二 認定組合等の構成員たる中小企業者は認定中小企業者であつて、必要な設備若しくは福利施設の設置若しくは整備を行い、又は新たに職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者を置き、認定計画の目標を達成したものに対して、必要な助成及び援助を行うこと。

第八条第一項中「雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百六十六号。以下「事業団法」という。)」を「事業団法」に改め、「従つて、」の下に「その雇用しようとする労働者の福祉を増進するための施設(政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)の設置又は整備を行ふ認定組合等の構成員たる中小企業者は認定中小企業者であつて労働者を雇用していないもの及び」を加え、「(政令で定めるものに限る。)」を削る。

第十一条第一項中「又はその構成員たる中小企業者を若しくはその構成員たる中小企業者又は認定中小企業者」に改める。

第十二条第一項中「被保険者」として「被保険者」という。として雇用されることとなつて定めるものに限る。)」を削る。

第十三条第一項中「又はその構成員たる中小企業者を若しくはその構成員たる中小企業者又は認定中小企業者」を「若しくはその構成員たる中小企業者又は認定中小企業者」に改める。

第十五条第一項中「中小企業者」の下に「並びに認定中小企業者」を加える。

第十六条第一項中「中小企業者」の下に「並びに認定中小企業者」を加える。

第十七条第一項中「認定組合等」の下に「又は認定中小企業者」を加える。

2 第七条に次の二項を加える。

2 前項第一号及び第三号の助成及び援助を行つたたっては、労働者を雇用していない中小企

業者(同項第一号又は第三号の措置を講じた後、労働者を雇い入れたものに限る。)を雇用保

険法第五条第一項の適用事業の事業主と、前項第三号の措置に係る内定者を被保険者とみなし

て、同法第四章の規定を適用する。

3 政府は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百六十六号。以下「事業団法」という。)及びこ

れに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を雇用促進事

業団に行わせるものとする。

第八条第一項中「雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百六十六号。以下「事業団法」という。)」を

「事業団法」に改め、「従つて、」の下に「その雇用しようとする労働者の福祉を増進するための施設(政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)の設置又は整備を行ふ認定組合等の構成員たる中小企業者は認定中小企業者であつて労働者を雇用していないもの及び」を加え、「(政令で定めるものに限る。)」を削る。

第十一条第一項中「又はその構成員たる中小企業者を若しくはその構成員たる中小企業者又は認定中小企業者」に改める。

第十二条第一項中「被保険者」として「被保険者」という。として雇用されることとなつて定めるものに限る。)」を削る。

第十三条第一項中「又はその構成員たる中小企業者を若しくはその構成員たる中小企業者又は認定中小企業者」を「若しくはその構成員たる中小企業者又は認定中小企業者」に改める。

第十五条第一項中「中小企業者」の下に「並びに認定中小企業者」を加える。

第十六条第一項中「中小企業者」の下に「並びに認定中小企業者」を加える。

第十七条第一項中「認定組合等」の下に「又は認定中小企業者」を加える。

官報(号外)

附則

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年十月二十三日

参議院議長 竜藤 十朗殿
衆議院議長 土井たか子

中小企業対策特別委員長 一木 秀夫
中小企業対策特別委員長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の中小企業をめぐる経済環境の変化にかんがみ、中小企業者に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図るために、中小企業信用保険について、無担保保険、特別小口保険及び新事業開拓保険の付保限度額の引上げ並びに特別小口保険の付保対象者の拡大を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に關する費用として、平成七年度一般会計補正予算(第2号)に、中小企業信用保険公庫出資金として「百五十七億円、信用保証協会基金補助金として「五十四億円が計上されている。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

平成七年十月二十五日 参議院会議録第七号 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一部改正)

第二条 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「二千万円」を「三千五百円」に、「四千万円」を「七千万円」に改める。

第三条 特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法(平成五年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「一千万円」を「三千五百円」に、「四千万円」を「七千万円」に、「五百万円」を「七百五十万円」に、「一億五千万円」を「一億四千万円」に、「三億円」を「四億円」に、「三億円」を「四億円」に改め、同条第六項中「二千五百円」を「三千五百円」に、「五百円」を「七百五十万円」に改める。

(特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に成立している改正前の中企保法(以下「旧法」という)第三条の二第一項に規定する無担保保険の保険関係における保険額の合計額のうち「二千万円を超える部分の保険額の合計額を除く」と「特別小口保険の保険関係においてはその保険額の合計額」とあるのは「特別小口保険の保険関係においてはその保険額の合計額(当該特例中小企業者に既に成立している中小企業信用保険法の一部を改正する法律(平成七年法律第二号)による改正前の中企保法第三条の二第一項に規定する無担保保険の保険関係における保険額の合計額のうち「二千万円を超える部分の保険額の合計額を除く」と「特別小口保険の保険関係においてはその保険額の合計額」とつき既に成立している中小企業信用保険法の一部を改正する法律による改正前の中企保法第三条の二第一項に規定する特別小口保険の保険関係であつて特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第五条第一項に規定する特例中

小企業者(以下「特例中小企業者」という。)に係るものについての同法第六条第六項の規定の適用については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧法第三条の二第一項に規定する無担保保険又は旧法第三条の二第一項に規定する特別小口保険の保険関係であつて特例中小企業者に係るもののが成立しており、かつ、その保険額の合計額がそれぞれ二千万円又は五百万円を超えている場合においては、当該特例中小企業者に係る改正後の中小企業信用保険法(以下「新法」という)第三条の二第一項に規定する無担保保険又は新法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の保険関係についての前条の規定による改正後の中企保法の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第六条第六項の規定の適用については、同項中「無担保保険の保険関係においてはその保険額の合計額」とあるのは「無担保保険の保険関係においてはその保険額の合計額(当該特例中小企業者に既に成立している中小企業信用保険法の一部を改正する法律(平成七年法律第二号)による改正前の中企保法第三条の二第一項に規定する無担保保険の保険関係における保険額の合計額のうち「二千万円を超える部分の保険額の合計額を除く」と「特別小口保険の保険関係においてはその保険額の合計額」とつき既に成立している中小企業信用保険法の一部を改正する法律による改正前の中企保法第三条の二第一項に規定する特別小口保険の保険関係であつて特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第五条第一項に規定する特例中

平成七年十月十九日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 斎藤 十朗殿

險の保険関係における保険金額の合計額のうち五百円を超える部分の保険金額の合計額を除く。」とする。

(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(一部改正))

第五条 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第六十七条第一項中「二千円」を「三千五百万円」に改め、同条第四項中「五百万円」を「七百五十万円」に、「小企業者」を「小規模企業者」に改める。

第六十八条第一項を削り、同条第一項中「中小企業信用保険法の下に」(昭和二十五年法律第二百六十四号)を、「研究開発等事業関連保証」の下に「(同法第三条の七第一項に規定する債務の保証であつて、研究開発等事業資金に係るもの)をいふ。」を加え、同項を同条とする。

(特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法の一部改正)

第七条 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法(平成七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改止する。

第十二条第一項中「一億五千万円」を「一億円」に、「三億円」を「四億円」に、「三億円」を「四億円」に改める。

審査報告書

新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成七年十月二十四日

商工委員長 杉掛 哲男

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、内外の経済情勢の変化に対応して、我が国における経済活動の活力を維持し、

我が國経済の自律的発展を円滑化するために、引き続き、民間事業者の能力の活用による施設の整備、新規事業実施の円滑化、輸入の促進に

柔軟に対応するとともに、新規事業の実施計画の認定手続の簡素化・迅速化に努めること。

知的財産権の担保化については、その評価方法について鋭意検討するほか、ベンチャービジネスに対する民間投融資の促進方策を広く検討していくよう努めること。

新規事業法に基づくストックオプション制度を有効に機能させるため、制度の啓発・普及に努めること。関連支援措置の運用に当たっては

柔軟に対応するとともに、新規事業の実施計画の認定手続の簡素化・迅速化に努めること。

新規事業法に基づく輸入促進措置を効果的に推進する観点から、総合保税地域制度の

有效活用を図るための運用の緩和に努めるとともに、植物防疫、動物検疫等の検疫手続や通関手続等における体制の一層の整備に努めること。

輸入・対内投資法に基づく輸入促進措置を効果的に推進する観点から、総合保税地域制度の

有效活用を図るための運用の緩和に努めるとともに、植物防疫、動物検疫等の検疫手続や通関手続等における体制の一層の整備に努めること。

輸入・対内投資法に基づく輸入促進措置を効果的に推進する観点から、総合保税地域制度の

有效活用を図るための運用の緩和に努めるとともに、植物防疫、動物検疫等の検疫手続や通關手續等における体制の一層の整備に努めること。

輸入・対内投資法に基づく輸入促進措置を効果的に推進する観点から、総合保税地域制度の

有效活用を図るための運用の緩和に努めるとともに、植物防疫、動物検疫等の検疫手続や通關手續等における体制の一層の整備に努めること。

輸入・対内投資法に基づく輸入促進措置を効果的に推進する観点から、総合保税地域制度の

有效活用を図るための運用の緩和に努めるとともに、植物防疫、動物検疫等の検疫手続や通關手續等における体制の一層の整備に努めること。

附帯決議

政府は、本法施行が眞に実効性あるものとなるよう、税制上の措置を含めた支援策の一層の充実に努めることとし、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 民活法に基づく特定施設の整備については、

地域及び民間事業者のニーズと事業の実態に即し、かつ利用者の利便に配慮した効果的な支援を行つとともに、地域の基盤整備の一体的推進を図る観点から、地方公共団体及び関係行政機関との連携を一層強化すること。

なお、阪神・淡路大震災地域における復興の一層の促進を図るため、当該地域に係る復興プロジェクトとしての対象施設の整備事業については、特段の支援措置を講ずること。

新規事業法に基づくストックオプション制度を有効に機能させるため、制度の啓発・普及に努めること。関連支援措置の運用に当たっては

柔軟に対応するとともに、新規事業の実施計画の認定手続の簡素化・迅速化に努めること。

新規事業法に基づく輸入促進措置を効果的に推進する観点から、総合保税地域制度の

有效活用を図るための運用の緩和に努めるとともに、植物防疫、動物検疫等の検疫手続や通關手續等における体制の一層の整備に努めること。

新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案

参議院議長 斎藤 十朗殿

新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案

の他の共同利用施設を含む。)

イ 容器包装に係る分別収集及び再商品化

の促進等に関する法律(平成七年法律第

百十二号)第一条第六項に規定する分別

基準適合物の再商品化(同条第八項第三

号及び第四号に掲げる行為に限る。)をす

るための施設(以下「再商品化施設」とい

う。)又は再生資源(再生資源の利用の促

進に関する法律(平成三年法律第四十八

号)第一条第一項に規定する再生資源を

いう。以下同じ。)を原材料として利用し

て製品を製造するための政令で定める施

設
ロ 再生資源を原材料とする燃料を利用し

た発電施設又は熱供給施設

十七 スポーツを催物として催す業その他の
スポーツに関連する業(以下この号におい
て「スポーツ産業」という。)の発達を図るた
めに設置される次の施設

イ 相当数の観覧席を備えた競技場その他
の施設であつてスポーツ産業に係る業務
を行うための多様な機能を有するもの
で、かつ、観覧者の利便を増進するため
の施設を備えたもの

ロ 展示施設、研修施設その他の共同利用
施設であつてイに掲げる施設と一体的に
設置されるもの

第三条第三項中「第十五号まで」を「第十七号
まで」に改め、同条第五項を同条第六項と
し、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の場合において、基本指針が前条第一

項第十七号に掲げる特定施設に係るものであ
るときは、事前に、スポーツの振興を図る見

地からの文部大臣の意見を聽いた上で、同大

臣に協議しなければならない。

第四条第三項第五号中「及び第十四号」を

「、第十四号及び第十六号」に改める。

第六条中「従つて特定施設の整備」の下に「(運
営を含む。)」を加える。

第九条中「及び第十五号」を「、第十五号及び
第十七号」に改める。

第十四条中「並びに第五号イ及びロ」を「、第
五号イ及びロ、第十六号並びに第十七号」に、

「整備を」を「整備等を」に、「保証して」を「保証
すること」と等により改める。

第十七条に次の一項を加える。

3 政府は、基金が第四十条第一項第一号に掲
げる業務に必要な資金として第四十一條の二
の特別施設整備促進円滑化推進資金に充てる
ためその資本金を増加するときは、予算の範
囲内において、基金に出資することができ
る。

第十九条中「日本開発銀行」を「政府及び日本
開発銀行」に改める。

第四十条第一項第一号中「必要な」の下に「資
金を調達するために発行する社債及び当該」を

加え、同項第一号中「前号」を「前一号」に改め、
同号を同項第二号とし、同項第一号の次に次の
一号を加える。

二 日本開発銀行その他大臣及び通商産
業大臣が指定する金融機関(以下この号に
おいて「日本開発銀行等」という。)が行う認
定計画に係る特定施設(第二条第一項第一

号、第三号、第五号、第六号ニ、ホ及び
ヘ、第七号(同号イに掲げる施設及び当該

施設と一体として設置される同号ニ又はホ
に掲げる施設に限る。)、第八号、第十一号

ロ、第十三号並びに第十五号から第十七号
までに掲げるものに限る。)の整備に必要な

資金の貸付けで政令で定めるものについ
て、日本開発銀行等に対し、利子補給金を

支給すること。

第四十条第一項中「出資された金額と」を「出
資された金額(同条第三項の規定により政府が
出資した金額を除く。)と」に改める。

第四十一条第一項中「決定」の下に「及び利子
補給金の支給の決定」を加える。

第四十二条第二項中「第四十条第一項第一号」
の下に「及び第一号」を加える。

第三章第四節中第四十二条の次に次の一条を
加える。
(特別施設整備促進円滑化推進資金)

第四十二条の二 基金は、第四十条第一項第一
号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関
して、特別施設整備促進円滑化推進資金を設
け、第十七条第三項の規定により特別施設整
備促進円滑化推進資金に充てるべきものとし
て政府が出資した金額をもつてこれに充てな
ければならない。

2 基金は、特別施設整備促進円滑化推進資金
に係る経理については、他の経理と区分して
整理しなければならない。

3 特別施設整備促進円滑化推進資金の運用に
よつて生じた利子その他当該資金の運用又は

使用に伴い生ずる収入は、特別施設整備促進

円滑化推進資金に充てるものとする。

第四十六条中「出資者」を「政府以外の出資者」
に改める。

第五十四条第三項中「出資者は」を「政府以外
の出資者は」に改める。

第五十六条の見出し中「運輸大臣との」を削
り、同条中「次の場合には、第二条第一項第五
号ロ」を「第四十二条第一項又は第四十四条の認
可をしようとするときは、次の各号に、「運輸
大臣」を「当該各号に掲げる大臣」に改める。

第五十六条各号を次のように改める。

1 次の特定施設 運輸大臣

イ 第二条第一項第五号ロ及び二に掲げる
もの

ロ 第二条第一項第六号ニ、ホ及びヘに掲
げるもの

二 第一条第一項第七号イに掲げる施設及び
同号ニに掲げる施設が一体として設置され
る特定施設 建設大臣

三 第二条第一項第十一号ロに掲げる特定施
設 農林水産大臣

四 第二条第一項第十五号に掲げる特定施
設 農林水産大臣及び運輸大臣

五 第二条第一項第十六号イの再商品化施
設 農林水産大臣及び運輸大臣

六 第二条第一項第十六号イに掲げる特定施
設のうち再生資源を原材料として利用して
製品を製造するための同号イの政令で定め
る施設 政令で定める大臣

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 通信・放送機構の業務の特
例等

第五十九条中「第九号まで」を「第十一号まで」に改め、同条第一号中「及び第十三号」を「第二号並びに第六号の再商品化施設のうち廃棄物の再生の処理を行う施設に該当しないもの及び同号ロ」に改め、同号ロ中「並びに同号イ」を「同号イ」に改め、「一体として設置されるもの」の下に並びに第十七号に掲げるもの」を加え、同条第三号ロ中「及びホ」を「ホ及びヘ」に改め、同条に次の二号²を加える。

十 第二条第一項第十六号イの再商品化施設のうち廃棄物の再生の処理を行う施設に該当するもの 厚生大臣及び通商産業大臣

十一 第二条第一項第十六号イに掲げる特定施設のうち再生資源を原材料として利用して製品を製造するための同号イの政令で定める施設 政令で定める大臣

第六十条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第六十条の二 第五十六条の三第四項において準用する機構法第四十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした第六十五条の三第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第六十一条中「十万円」を「二十万円」に改める。第六十三条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第六十三条の二 第五十六条の五第三項の規定に違反して特別通信・放送基盤施設整備基金

に改め、同条第一号中「及び第十三号」を「第二号並びに第六号の再商品化施設のうち廃棄物の再生の処理を行う施設に該当しないもの及び同号ロ」に改め、同号ロ中「並びに同号イ」を「同号イ」に改め、「一体として設置されるもの」の下に並びに第十七号に掲げるもの」を加え、同条第三号ロ中「及びホ」を「ホ及びヘ」に改め、同条に次の二号²を加える。

十一 第二条第一項第十六号イの再商品化施設のうち廃棄物の再生の処理を行う施設に該当するもの 厚生大臣及び通商産業大臣

十二 第二条第一項第十六号イに掲げる特定施設のうち再生資源を原材料として利用して製品を製造するための同号イの政令で定める施設 政令で定める大臣

(特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改正)

第二条 特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 特定新規事業に関する経営の指導を行うこと。

第六条第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 特定新規事業に関する経営の指導を行うこと。

第七条第一項中「債務の保証の決定」を「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」に、「及び出資の決定」を「利子補給金の支給の決定及び出資の決定」に改め、「第六条第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第八条から第十条までを次のように改める。

(新株発行の特例)

第八条 認定事業者であつて株式会社であるもの(以下「認定会社」という。)が、認定計画に係る特定新規事業の実施に必要な人材の確保を図るに備えするため、取締役又は使用人である者に対し特に有利な発行価額で新株を発行するには、その新株の発行を受ける者ことに、次に掲げる事項について商法(明治三十一年法律第四十八号)第二百四十二条に定める決議がなければならぬ。この場合においては、取締役は、株主総会においてその新株の発行を受ける者として同項の決議が

を運用した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附則第二条中「この法律の施行の日から十年以内」を「平成十八年五月二十九日まで」に改める。

発行を受ける者に対し特に有利な発行価額で新株を発行することを必要とする理由を開示しなければならない。

一 新株の額面無額面の別、種類及び数

二 新株の発行価額

三 新株の発行を受ける者の氏名

2 前項の決議は、認定会社が、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されている株券又は同法第六十七条第一項に規定する証券業協会に備える店頭売買有価証券登録原本に登録されている株券の発行者である会社でない時にする場合であつて、その定款にこの条の規定による新株の発行をすることができる旨の定めのある場合に限り、することができる。

2 第二条第一項の決議により定める新株の総数は、当該決議より前に同項の決議により定めた新株の総数からその決議に基づき発行した株式の総数を控除した数と合わせて、発行済株式の総数の三分の一を超えることができない。

4 商法第一百八十二条の二第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

5 第二条第一項の決議は、その決議の日から十年内に払込みをすべき新株に限り、その効力を有する。ただし、第五条第二項の規定により認定計画の認定が取り消されたときは、その認定が取り消された時から、第一項の決議は、その効力を失う。

6 第二条第一項の決議により新株の発行を受ける者とされたものが死亡したときは、その相続人に

あつたものとみなす。

(株券への記載等)

第九条 定款に前条第二項に規定する定めを設けたときは、認定会社は、株券及び端株券に

その旨を記載しなければならない。

2 商法第二百五十条の規定は、定款を変更して前条第二項に規定する定めを設ける決議をした場合について準用する。

(書面の提出等)

第十条 認定会社は、第八条第一項の決議をしたときは、直ちに、その決議に関する事項であって通商産業省令で定めるものについて記載した書面を通商産業大臣に提出しなければならない。

2 認定会社は、通商産業大臣に提出した前項の書面の写しを、通商産業省令で定めるところにより、その認定会社の本店及び支店に備え置き、その書面を通商産業大臣に提出した日から、第八条第一項の決議の日から十年を経過する日までの間、公衆の閲覧に供しなければならない。

第十条の次に次の四条を加える。

(公示等)

第十二条 通商産業大臣は、次の場合には、直ちに、通商産業省令で定める事項を官報に公示しなければならない。

一 前条第一項の書面の提出を受けたとき。

二 前条第一項の書面の提出をした認定会社の認定計画の認定を取り消したとき。

2 通商産業大臣は、通商産業省令で定めるところにより、前条第一項の書面を通商産業省に備え置き、その書面の提出があつた日か

ら、第八条第一項の決議の日から十年を経過する日までの間、公衆の総覽に供しなければならない。

(報告の徴収)

第十二条 通商産業大臣は、認定事業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項の規定による書面の提出をせず、又は虚偽の記載のある書面の提出をした者

二 第十条第二項の規定に違反して、書面の写しを公衆の総覽に供しない者

三 第十条第二項の規定による書面の写しの公衆の総覽に当たり、虚偽の記載のあるものを書面の写しとして公衆の総覽に供した者

四 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

2 認定会社の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その認定会社の業務に関し、前項第一号から第三号までの違反行為をした者はあるときは、行為者を罰するほか、その認定会社に対して同項の刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一項第四号の違反行為をした者であるときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

第十四条 次の各号の一に該当する場合には、

その違反行為をした認定会社の取締役又は使用者は、百万円以下の過料に処する。

一 第九条第一項の規定による記載をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

二 第九条第二項において準用する商法第三百五十条第一項又は第三項の規定による公告若しくは通知をせず、又は虚偽の公告若しくは通知をしたとき。

三 第九条第二項において準用する商法第三百五十条第一項又は第三項の規定による公告若しくは通知をせず、又は虚偽の公告若しくは通知をしたとき。

附則第一条中「平成八年五月二十九日」を平成十八年五月二十九日に改める。

附則第二条を次のように改める。
(廃止に伴う経過措置)

第三条 前条の規定によりこの法律を廃止する場合においては、その廃止の時までに第八条第一項の決議をした認定会社については、その決議の日から十年を経過するまでの間、第五条第二項及び第八条から第十四条までの規定は、なおその効力を有する。

五条第二項及び第八条から第十四条までの規定は、なおその効力を有する。

(輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の一部改正)

第三条 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「輸入促進基盤整備事業に係る施設を利用して行われる」を削る。

第三条に次の一号を加える。

四 当該地域において輸入促進基盤整備事業に係る施設の整備及び輸入貨物流通促進事業の実施が確実と見込まれること。

第五条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第一号中「輸入促進地域」の下に及び特定集積地区を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の

次に次の一号を加える。

二 輸入促進地域のうち、当該輸入促進地域における輸入貨物の流通の円滑化を図るために、輸入貨物流通促進事業の集積を特に促進することが適当と認められる地区(以下「特定集積地区」という。)の設定に関する事項

第五条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項第二号中「事項」の下に「及び第三項各号に掲げる事項」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「事項」の下に「及び第三項各号に掲げる事項のうち港湾又は空港に係るもの」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第四号」の下に並びに第三項第三号を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第三号及び第四号並びに前項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

三 都道府県は、地域輸入促進計画において、前項各号に掲げる事項のほか、第一号に掲げる事項並びに第二号及び第三号に掲げる事項の大綱について定めることができる。

一 特定集積地区的区域

二 特定集積地区における輸入貨物の流通に

関する目標

三 特定集積地区において行われる輸入貨物流通促進事業の内容

四 当該地域において輸入促進基盤整備事業に係る施設の整備及び輸入貨物流通促進事業の実施が確実と見込まれること。

第五条第一項中「前条第七項」を「前条第八項」に改め、同条第二項中「前条第三項から第九項まで」を「前条第四項から第十項まで」に改め、

第六条第一項中「前条第七項」を「前条第八項」に改め、同条第二項中「前条第三項から第九項まで」を「前条第四項から第十項まで」に改め、

第七条中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改め、同条第六号を第七号とし、第三号から第五号までを「前条第六号」に改め、

第八条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを「前条第六号」に改め、

第九条第一項中「前条第一号から第三号まで」に改め、同条第一項中「第八条第一号及び第一号を

「同条第七項」を「同条第八項」に改め、「第四号」

の下に「並びに同条第三項第三号」を加え、同条第四項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め

る。

第七条中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改める。

第八条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを「前条第六号」に改め、

「同条第二項の認可を受けた場合における

積地区において輸入貨物流通促進事業を行

う者に対し、当該輸入貨物流通促進事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行

うこと。

第十二条第一項中「特定施設整備法第十九

条中「日本開発銀行」とあるのは「政府及び日本開発銀行」とを削り、「同条第一項の認可を受けた場合において出資された金額」を「同条第

三項の規定により政府が出資した金額を除く。」に、「同条第二項の認可を受けた場合におく。」に、「同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額」を「同条第三項の規定に

いて出資された金額」を「同条第三項の規定に

より政府が出資した金額及び「金額を除く。」を「金額を除く。」に、「第三号及び第四号」を「第三号及び第五号まで」に、「債務の保証の決定及び利子補

保証の決定」を「債務の保証の決定及び利子補

給金の支給の決定」に、「及び出資の決定」を

「利子補給金の支給の決定及び出資の決定」に

改め、「特定施設整備法第五十四条第三項中「出資者

者」とあるのは「政府以外の出資者」とと削り、「同条第一項中「第八条第一号及び第一号を

三項中「第八条第四号」を「第八条第五号」に改め
る。
第十三条第一項中「基づいて」の下に「特定集
積地区において」を加える。

第十五条中「設置した者」の下に「又は承認地
域輸入促進計画に基づいて特定集積地区におい
て行われる輸入貨物流通促進事業に係る施設の
うち自治省令で定めるものを設置した者」を加
える。

第二十一条第一項第二号中「及び第七項」を
「及び第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」
に、「第五条第七項」を「第五条第八項」に改め
る。

(附則) 第二条中「平成八年五月二十九日」を「平
成十八年五月二十九日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(産業基盤整備基金の持分の払戻しの禁止の特
例)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

第二条 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、
産業基盤整備基金(次項において「基金」とい
う。)に対し、この法律の施行の日から起算して
一日を経過した日までの間に限り、その持分の
払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があつたとき
は、民間事業者の能力の活用による特定施設の
整備の促進に関する臨時措置法第十八条第一項
の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に
相当する金額により払戻しをしなければならな
い。」の場合において、基金は、その払戻しを

した金額により資本金を減少するものとする。
(輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する
臨時措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に第三条の規定に
よる改正前の輸入の促進及び対内投資事業の円
滑化に関する臨時措置法第五条第七項の規定に
は、その変更後のものは、第三条の規定によ
る改正後の輸入の促進及び対内投資事業の円滑
化に関する臨時措置法第五条第八項の規定によ
り主務大臣が承認した地域輸入促進計画とみな
す。

(附則) 第二条中「平成八年五月二十九日」を「平
成十八年五月二十九日」に改める。

附 則

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第一百二十
六号)の一部を次のように改正する。

(附則) 第三十八条第八項中「整備される特定施 設整備法第二条第一項に規定する」を「整備され る特定施設整備法第二条第一項第一号から第十 五号までに掲げる」に改め、「同項」の下に「第一 号に掲げるもののうち同号イからハまでに掲げ る施設のみにより構成されるもの、同項第六号 に掲げるもののうち同号ヘに掲げる施設に係る 十五号までに掲げる」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第六条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二
十六号)の一部を次のように改正する。

第四十二条の二第一項中「各号に規定する特
別の規定による特例」を「各号に規定する特
別の規定による特例」に改める。

定施設(「を第一号から第十五号までに掲げる
特定施設(同項第一号に掲げるもののうち同号
イからハまでに掲げる施設のみにより構成され
るもの及び同項第六号に掲げるもののうち同号
ヘに掲げる施設に係るものを除くものとし、」に
改める)。

第七条 田紙税法(昭和四十二年法律第一二三号)
の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「、第二号及び第四
号」を「及び第三号から第五号まで」に改める。
(織維産業構造改善臨時措置法の一部改正)

第八条 織維産業構造改善臨時措置法(昭和四十
二年法律第八十二号)の一部を次のように改正
する。

第五十八条の三第一項中「債務の保証の決
定」を「債務の保証の決定及び利子補給金の支
給の決定」に、「及び出資の決定」を「利子補
給金の支給の決定及び出資の決定」に改める。
(伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部
改正)

第九条 伝統的工芸品産業の振興に関する法律
(昭和四十九年法律第五十七号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十一条 第二条第一項中「債務の保証の決定」を「債
務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」
に改め、「利子補給金の支給の決定」を「利子補
給金の支給の決定」に改める。

(附則) 第四条の表以外の部分中「電気通信基盤
充実臨時措置法」を「民間事業者の能力の活用に
よる特定施設の整備の促進に関する臨時措置法
(昭和六十一年法律第七十七号第五十六条の二
に規定する業務、電気通信基盤充実臨時措
置法)に改め、同表第十一條の項中「第六条第一
項、電気通信基盤法」を「第六条第一項、民間事
業者の能力の活用による特定施設の整備の促進
に関する臨時措置法第五十六条の二、電気通信
基盤法」に、「金融関連三業務」を「金融関連四業
務」に改め、「(金融関連業務)の下に、民間事
業者の能力の活用による特定施設の整備の促進
に関する臨時措置法(以下「特定施設整備法」とい
う。)」の場合において、基金は、その払戻しを

行」とあるのは「政府及び日本開発銀行」と、同
法」を削り、「同条第二項の認可を受けた場合に
おいて出資された金額」を「同条第三項の規定
により政府が出資した金額を除く。」に、「同条
第一項の認可を受けた場合において出資された
金額(「を「同条第三項の規定により政府が出資
した金額及び」に、「金額を除く。」)を「金額を除
く。」に、「同法」を「特定施設整備法」に、「債務
の保証の決定」を「債務の保証の決定及び利子
補給金の支給の決定」に改め、「、同法第四十
六条中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者
と」及び、「同法第五十四条第三項中「出資者」と
あるのは「政府以外の出資者」とを削る。

附則第九条第五項、第六項及び第八項中「第
八条第五号」を「第八条第六号」に改める。
(特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部
改正)

第十一条 特定通信・放送開発事業実施円滑化法
の一部を次のように改正する。

附則第四条の表以外の部分中「電気通信基盤
充実臨時措置法」を「民間事業者の能力の活用に
よる特定施設の整備の促進に関する臨時措置法
(昭和六十一年法律第七十七号第五十六条の二
に規定する業務、電気通信基盤充実臨時措
置法)に改め、同表第十一條の項中「第六条第一
項、電気通信基盤法」を「第六条第一項、民間事
業者の能力の活用による特定施設の整備の促進
に関する臨時措置法第五十六条の二、電気通信
基盤法」に、「金融関連三業務」を「金融関連四業
務」に改め、「(金融関連業務)の下に、民間事
業者の能力の活用による特定施設の整備の促進
に関する臨時措置法(以下「特定施設整備法」とい
う。)」の場合において、基金は、その払戻しを

う。)第五十六条の二に規定する業務」を加え、

発法、電気通信基盤法及び受信設備制御型放

を

放送開発法及び通信・受信設備制御型放送番組促進法	この法律、通信・放送開発法及び通信・受信設備制御型放送番組促進法	放送開発法及び通信・受信設備制御型放送番組促進法
一項中 機構法第四十二条第 二項第一項の規定により 設整備法第五十六条の五第一項の規定により 設整備基金に係る経理を行う勘定にあつては、 整備基金に充てるべきものとして行われてい けるその他の出資)	それぞれの出資 機構法第四十二条第一項 とあるのは「並びに特定施設 相当する額については同條第三項の規定に おける金額及び」に、「第一号に掲 げる金額を除く。」を「第一号に掲げる金額を除 く。」に、「債務の保証の決定」を「債務の保証の 決定及び利子補給金の支給の決定」に、「及び 出資の決定」を「利子補給金の支給の決定及び 出資の決定」に改め、「特定施設整備法第四十 六条中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と 及び「特定施設整備法第五十四条第二項中 「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」とを 削る。	この法律及び通信・受信設備制御型放送番組促進法

に改め、「債務保証等業務」と「」の下に「に係

中「に相当する額については国庫に納付し」
設整備法第五十六条の五第一項の規定により
設整備基金に係る経理を行う勘定にあつては、
整備基金に充てるべきものとして行われてい
けるその他の出資)

る勘定並びに一般勘定」を加え、「第四号に掲げ
る業務、電気通信基盤法」を「第四号に掲げる業
務、特定施設整備法第五十六条の二第一号に掲
げる業務、電気通信基盤法」に、「債務保証等
三業務」という。」を「債務保証等四業務」とい
う。)に係る勘定「特定施設整備法第五十六条の
五第一項の規定により特別通信・放送基盤施設
整備基金に係る経理として整理された部分を除
く。並びに一般勘定」と、「各出資者」とあるの
は「各出資者(債務保証等四業務に係る勘定にお
いては特別通信・放送基盤施設整備基金に係る
出資者を除く。)」に、「債務保証等三業務に係
る」を「債務保証等四業務に係る」に、「業務、電

気通信基盤法第六条第一号及び「業務、特定
施設整備法第五十六条の二に規定する業務、電
気通信基盤法」を「特定施設整備法第五十六条の二
に規定する業務、電気通信基盤法」に改める。
(特定商業集積の促進に関する特別措置法の一
部改正)

第十一條 特定商業集積の促進に関する特別措置
法(平成三年法律第八十二号)の一部を次のよう
に改正する。

第十九条第一項中「、特定施設整備法第十九
条中「日本開発銀行」とあるのは「政府及び日本
開発銀行」とを削り、「同条第一項の認可を受
けた場合において出資された金額」を「同条第
三項の規定により政府が出資した金額を除
く。」に、「同条第一項の認可を受けた場合にお
いて出資された金額」を「同条第三項の規定に
より政府が出資した金額及び」に、「金額を除
く。」を「金額を除く。」に、「特定施設整備法
第四十一条第一項中「債務の保証の決定」とある
のは「債務の保証の決定及び利子補給金の支給

けた場合において出資された金額」を「同条第
三項の規定により政府が出資した金額を除
く。」に、「同条第一項の認可を受けた場合にお
いて出資された金額」を「同条第三項の規定に
より政府が出資した金額及び」に、「金額を除
く。」を「金額を除く。」に、「特定施設整備法
第四十一条第一項中「債務の保証の決定」とある
のは「債務の保証の決定及び利子補給金の支給

の決定」と、特定施設整備法第四十六条中「出
資者」とあるのは「政府以外の出資者」と及び
「特定施設整備法第五十四条第三項中「出資
者」とあるのは「政府以外の出資者」とを削る。

第五条第二十八号中「浄化槽法(昭和五十八年
法律第四十三号)」の下に「民間事業者の能力
の活用による特定施設の整備の促進に関する臨
時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)」を加
える。

第六条中第二十七号の三を第二十七号の四と
し、第二十七号の二の次に次の一号を加える。

第十四条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百
五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二十八号中「浄化槽法(昭和五十八年
法律第四十三号)」の下に「民間事業者の能力
の活用による特定施設の整備の促進に関する臨
時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)」を加
える。

第六条中第二十七号の三を第二十七号の四と
し、第二十七号の二の次に次の一号を加える。

第十五条 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進
等に関する法律の一部改正

二十七号の三と、二十七号の五とし、」を加える。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律
第一百七十五号)の一部を次のように改正す
る。

第四条第二十七号の一の次に次の二号を加える。

二十七の三 特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)の施行に関すること。

審査報告書

織維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年十月二十四日

商工委員長 杉田 哲男

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における織維産業をめぐる内外の経済的環境の著しい変化にかんがみ、織維産業の構造改善を一層推進するため、織維産業における新技术の開発等に係る調査研究等の業務に必要な資金について織維産業構造改善事業協会が出資を受けることができる」ととする等、必要な措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴い、平成七年度一般会計補正予算(第2号)に、織維産業構造改善事業協会出資金として二十五億円が計上されている。

織維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成七年十月十九日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 斎藤 十朗殿

織維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

織維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

織維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律

織維産業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「メリヤス生地」を「二ツト生地」に改め、同項第三号中「メリヤス製品」を「二ツト製品」に改める。

第十一条の見出し中「織維工業高度化促進施設」を「織維産業高度化促進施設」に改め、同条第一項中「又は加工」を「加工又は販売」に、「織維工業者等」を「織維事業者等」に、「織維工業の」を「織維産業の」に、「織維工業高度化促進施設」を「織維産業高度化促進施設」に改め、同条第一項中「織維工業高度化促進施設」を「織維産業高度化促進施設」に改め、同条第一項中「織維工業高度化促進施設」を「織維産業高度化促進施設」に改める。

〔参考〕
十月二十四日議長において、左のとおり議席を変更した。

一五三	前田 獅男君
一九五	井上 孝君
一九六	板垣 正君
一九七	大河原太一郎君
一九八	大木 浩君
一九九	田沢 智治君
二〇〇	高木 正明君
二〇一	宮澤 弘君

「第四十条第一項第八号若しくは第九号に掲げる業務に必要な資金又はそれぞれの」に改める。

第四十条第一項第二号及び第三号中「織維工業高度化促進施設」を「織維産業高度化促進施設」に改め、同項第八号中「織維工業」を「織維産業」に改める。

第五十八条の二第一号中「織維工業高度化促進施設」を「織維産業高度化促進施設」に改める。

附 則
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

官 報 (号 外)

明治
三十五年
郵便
物語
可日

平成七年十月二十五日 参議院会議録第十七号

四〇

発行所	〒一〇五
大蔵省印刷局	虎ノ門二丁目一番四号 東京都港区
電話	03 (3587) 4294
定価	配本 一円 送付 一円 料金 一〇六円 別